

平成23年9月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成23年9月14日・16日

場 所 第3委員会室

平成23年9月14日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
  - ・平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書（別紙2）
  - ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県暴力追放センター  
財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
- その他報告事項
  - ・自転車事故の現状と指導取締りの強化について
  - ・発電所親子探検ツアー（石河内第一発電所）について
  - ・宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - ・宮城県山元町における夏休み学校サポート活動について
  - ・第35回全国高等学校総合文化祭福島大会の結果について
  - ・平成23年度全国高等学校総合体育大会の結果について

・平成23年度全国中学校体育大会の結果について

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴見 雅男
警務部長	久米 一郎
警務部参事官兼 首席監察官	宮下 貴次
生活安全部長	上久保 岩男
刑事部長	椎葉 今朝邦
交通部長	長友 重徳
警備部長	日高 昭二
会計課長	古屋 圭一郎
警務部参事官兼 警務課長	武田 久雄
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松井 宏益
生活安全部参事官兼 地域課長	山内 敏
総務課長	鬼塚 博美
少年課長	野辺 学
交通規制課長	杉山 勝朗
運転免許課長	坂元 正宏

企業局

企業局長	濱 砂 公 一
副 局 長	持 原 道 雄
技 監	相 葉 利 晴
総 務 課 長	吉 田 親 志
経 営 企 画 監	新 穂 伸 一
工 務 課 長	本 田 博
電 気 課 長	白ヶ澤 宗 一
施 設 管 理 課 長	山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長	田 村 秀 秋

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 ( 総 括 )	亀 田 博 昭
教 育 次 長 (教育政策担当)	飛 田 洋
教 育 次 長 (教育振興担当)	山 本 真 司
総 務 課 長	安 田 宏 士
政 策 企 画 監	高 田 昌 宏
参事兼財務福利課長	福 永 展 幸
学 校 政 策 課 長	長 濱 美 津 哉
学 校 支 援 監	中 野 通 彦
特 別 支 援 教 育 室 長	武 富 志 郎
教 職 員 課 長	川 島 達 朗
生 涯 学 習 課 長	津 曲 睦 己
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 村 司
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	中 原 邦 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 成 延
政 策 調 査 課 主 査	藤 村 正

○河野委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○鶴見警察本部長 おはようございます。警察本部、公安委員会関係、本日もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

委員長を初め委員の皆様方には、この7月には警察学校と機動隊を、そしてまた8月には日南警察署、えびの警察署、そして航空隊の御視察をいただき、まことにありがとうございます。

初任科生の訓練状況やそれから災害に備えた装備品の整備状況、また警察署の管内概況や取り組み状況、そして航空機の運用状況等を御視察いただきました。機動隊におきましては、東日本大震災の被災地で活動をいたしました隊員の報告を受けていただきました。各所属とも常任委員会から直接御視察等をいただき、また業務に御理解をいただいたということで、大変士気も高く上がっております。

今後とも、県警職員一丸となりまして、宮崎県の安全・安心の確保に邁進してまいる所存でございますので、引き続き、御指導をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日、御審議をいただきます公安委員

会関係の議案及び報告につきましては、4件でございます。

まず、提出議案といたしまして、「日向警察署新庁舎建設に伴う工事の請負契約の締結について」、また、報告といたしまして、「損害賠償額を定めたことについて」、「公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について」、さらにその他の報告といたしまして、「自転車事故の現状と指導取締りの強化について」でございます。

それぞれの案件につきまして、担当部長のほうから、説明・報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

**○河野委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○久米警務部長** 平成23年9月定例県議会提出の議案第16号「工事請負契約の締結について」について御説明いたします。

提出議案書では65ページとなっておりますが、お手元の配付資料に基づいて御説明させていただきます。

資料番号の1の資料をごらんいただければと思います。これは6月の補正予算で審議措置していただきました日向警察署庁舎建設整備事業で建設する庁舎と附属棟のうち、予定価格5億円以上の工事となります庁舎の建設に係る主体工事の請負契約締結につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、資料の中の番号1の工事の概要でございますが、建設予定地は、日向市鶴町2丁目の約7,000平方メートルの敷地であります。庁舎の建設規模は鉄筋コンクリート造り4階建てで、延べ床面積は約3,800平方メートルで、各階の主

な部屋の配置につきましては、(5)に記載のとおり計画としております。

次に、番号2の工事請負契約の概要についてであります。契約金額は5億9,556万円、契約の相手方は上田・丸宮特定建設工事共同企業体で、その構成員は、延岡市の上田工業株式会社と都城市の丸宮建設株式会社であります。工事期間は、平成25年1月15日までとしております。

なお、番号3以下には、現在の日向警察署と移転予定地との位置関係や建設予定地内建物と駐車場の配置図、また、完成予想図をお示ししております。以上で、提出議案の説明を終わります。

**○河野委員長** 議案に関する執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はありませんか。

**○中野委員** 契約の相手方が共同企業体ですが、入札方法は一般競争入札なんですか。

**○久米警務部長** そのとおりでございます。

**○河野委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○久米警務部長** 続きまして、平成23年9月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

これは、お手元の平成23年9月定例県議会提出報告書、この3ページに記載がございます損害賠償額を定めたことについての上から5番目の事案でございます。

この事案は、都城警察署の警察職員が銃砲管理システムに猟銃1丁の所持許可に係る更新有効期限を誤って登録し、これに基づき相手側にその更新期間を通知したことから、相手側が有効期限内に更新ができず、猟銃1丁の所持許可を失効させたものであります。

この事案について詳しく申し述べますと、都

城警察署の警察職員 2 名が銃砲管理システムに相手側の猟銃 1 丁に係る所持許可をした平成 20 年 5 月 21 日を許可日として許可登録すべきであったところ、相手側の誕生日が過ぎた後に、おくれてシステムに許可登録を行ったことから、本来、許可日直後の誕生日であります平成 20 年 7 月 15 日を基準日として、3 回目の誕生日である平成 22 年 7 月 15 日が所持許可に係る更新有効期限として自動登録されるべきところを、翌年の誕生日であります平成 21 年 7 月 15 日を第 1 回目の基準日とし、平成 23 年 7 月 15 日を更新有効期限とする 1 年間誤った自動登録がなされたのであります。

この誤登録の補正措置がなされないまま、当該職員らにおいて、平成 21 年 3 月ごろ、相手側に猟銃の所持許可更新申請期間に関する連絡を行った際に、誕生日の 2 カ月前から、1 カ月までの間である申請期間について、平成 22 年 5 月 15 日から平成 22 年 6 月 15 日までの間として通知するところを、平成 23 年 5 月 15 日から平成 23 年 6 月 15 日までの間と 1 年間誤った更新申請期間を通知してしまいまして、この通知を受けて、平成 23 年 6 月 14 日に更新申請を行った相手側が、有効期限内に所持許可の更新をすることができず、猟銃 1 丁の所持許可が失効し、新規に所持許可を受けなければならないという損害を与えたものであります。

相手側に対しましては、猟銃 1 丁の新規所持許可に要する申請手数料など、申請に必要な費用として 6 万 3,400 円を損害賠償金として、県費で支払ったものであります。以上であります。

**○椎葉刑事部長** 続きまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 4 条第 3 項の規定に基づきまして、県の出資法人等の経営状況について御

報告いたします。

お手元の「平成 23 年 9 月定例県議会提出報告書」、2 冊ございますが、その分厚いほうでございます。括弧で、県が出資している法人等の経営状況についてとサブタイトルのあるものであります。その報告書の 141 ページをお開きいただきたいと思っております。

財団法人宮崎県暴力追放センターの平成 22 年度の事業報告書について御説明いたします。1 の事業概要についてであります。平成 21 年度に引き続きまして、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2 の事業実績についてであります。事業名欄に 141 ページから 143 ページにわたって記載してあります。(1) 相談・助言事業、飛ばしまして (5) 広報啓発事業、(6) の組織活動支援事業、それから最後に、(10) の不当要求防止責任者講習等事業等の 10 の事業を実施しております。

次に、経営状況等の詳細つきまして、出資法人等経営評価報告書により説明いたします。同報告書の 209 ページお開きいただきたいと思っております。

まず、概要についてであります。法人の名称が「公益財団法人宮崎県暴力追放センター」というふうになっておりますが、公益法人制度改革によりまして、公益財団法人として宮崎県知事から認定を受けて、本年 4 月 1 日付で財団法人から公益財団法人に移行し、登記を行ったものであります。

出資額は、4 億 9,500 万でありまして、そのうち、県の出資額が 3 億 9,500 万、残り 1 億円は市

町村の出資金でありまして、県の出資比率は79.8%になっております。

暴力追放センターは、いわゆる暴力団対策法に基づきまして、宮崎県公安委員会から県内で唯一暴力追放運動推進センターとしての指定を受けておりまして、同法に基づきまして、各種事業を行っているものであります。

次に、県関与の状況についてであります。まず、人的支援であります。平成23年4月1日現在、県職員の就任はありません。役員として理事10人、監事3人の合計13人が就任しておりますが、その中に県の退職者が常勤職員、非常勤職員としまして、それぞれ各1人就任しております。平成22年度と比較して、役員数が減少しておりますが、公益財団法人移行に向けての役員の再編成を行いまして、平成23年度は役員数を22人から13人に削減するとともに、県職員の非常勤理事を廃止し、県の人的支援の見直しを行ったところであります。

次に、財政支出等ではありますが、平成22年度は、県委託料の901万8,000円のみでありまして、県補助金や交付金、負担金等はありません。

次に、主な県財政支出の内容についてであります。これは事業所暴力団等排除責任者講習委託事業、先ほど申しました901万8,000円のみでありまして、事業の内容は、事業所の暴力団排除責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害防止のための講習会、それと広報啓発活動を行っているものであります。

次に、実施事業についてであります。1つが、暴力団等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業といたしまして、相談・助言事業、それから少年保護活動事業、暴力団離脱更正促進事業等であります。また、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業として、

広報啓発活動、民間暴力団排除団体等への支援事業、不当要求防止責任者講習等事業等であります。

次に、活動指標についてであります。①の暴力団相談受理件数は、平成22年度の目標値を200件としておりましたが、実績値は152件で、達成度は76%でありました。②の研修会参加者数は、平成22年度の目標値を5,000人としておりましたが、実績値は4,236人で、達成度は約85%でありました。③のホームページへのアクセス数は、平成22年度の目標値を5,700件としておりましたが、実績値は4,626件で、達成度は約81%でありました。

次に、財務状況についてであります。次のページ、210ページをお開きください。財務状況の数字は千円単位で表示しております。千円未満は四捨五入して記載がしてあります。まず、左側の正味財産増減計算書をごらんください。平成22年度の収入に当たる経常収益は2,256万6,000円、支出に当たる経常費用は2,190万1,000円であります。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額、これはともに66万5,000円となりまして、平成22年度は経常収益が経常費用を上回ったということになります。また、平成21年度からの繰越金である平成22年度の一般正味財産期首残高は383万8,000円、平成23年度への繰越金となる平成22年度の一般正味財産期末残高、これは450万3,000円であります。

次の指定正味財産期首残高と同期末残高、これは、ともに4億9,500万円を計上しておりますが、これは暴力センターの基本財産でありまして、有価証券への投資、それと定期預金で運用をしております。

次の正味財産期末残高の4億9,950万3,000円、

これは基本財産である4億9,500万、これに次年度への繰越金である一般正味財産期末残高の450万3,000円、これを加えた額であります。

次に、右側の貸借対照表をごらんください。平成22年度の資産は合計5億583万4,000円であります。その内訳は、現金預金である流動資産460万8,000円、それから定期預金、基本財産等の固定資産5億122万6,000円であります。

次に、負債は合計633万円であります。その内訳は、所得税等の預かり金である流動負債が10万4,000円、退職給付引当金である固定負債が622万6,000円であります。

次の平成22年度の正味財産4億9,950万4,000円、これは資産合計の5億583万4,000円から負債合計の633万円を差し引いた額であります。

なお、左側の正味財産期末残高と右側の表の正味財産、これは同じ数値になるべきものでありますけれども、千円以下を四捨五入して表示する計算式のために、表示上の誤差が千円発生をしております。正確な数字は4億9,950万3,911円ということになります。

次に、財務指標についてであります。①の自己収入比率の実績値は48.7%であります。これは基本財産運用収入である564万7,000円に自己収入である賛助会費457万円、寄附金45万5,000円を加えた合計1,067万2,000円を当期支出合計額の2,190万1,000円で割って、100を掛けてパーセント表示したものであります。平成22年度の目標値70%に対して、達成度は69.6%でありました。今後、厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率を高めて、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

なお、平成23年度からは、自己収入比率の目標値を60%に設定をしております。

②の管理費比率の実績値26.1%というふうに

なっていますが、これは管理費570万8,000円を総支出額の2,190万1,000円、これで割り、100を掛けてパーセント表示したものであります。平成22年度の目標値40%に対して、達成度は65.3%でありました。

なお、平成23年度からは管理費比率の目標値を30%に設定をしております。

最後に、総合評価についてであります。県の評価は、1つが事業活動実績面については、暴力団を排除するための責任者講習やマスメディアを活用した広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できるというふうになっております。財政面については、賛助会員の拡大や管理費削減等に積極的に取り組んではいるが、財政基盤の長期安定化を図るためには、なお一層の自助努力が必要であるというふうにしております。

また、活動内容及び組織運営について、「A」で良好、財務内容については「B」で、ほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、平成23年度の事業計画について説明いたします。先ほどの報告書の148ページ、149ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。本年度は、公益法人制度改革により、暴力追放センターが公益財団法人として認定された初年度でありますけれども、同センターの目的、事業等については、これまでと変わるところはありません。新公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度から公益事業という意味で、事業名欄末尾にそ

れぞれ（公1）（公2）と記載をしております。公益事業1は、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業を掲げておりまして、中身は相談・助言事業など4事業を推進していくことにしております。公益事業2は、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業を掲げておりまして、広報啓発事業など6事業を推進していくことにしております。

次に、収支予算書についてであります。次のページ、150ページをお開きください。経常収益、つまり収入であります。基本財産運用益564万7,000円、受取会費、これは賛助会費であります。477万円、事業収益、これは県からの委託料であります。901万8,000円、それから受取補助金等、これは市町村の負担金であります。271万6,000円、雑収益、これは利息であります。5,089円の合計2,215万6,089円となっております。

一方、支出に当たる経常費用につきましては、事業費1,984万1,100円、管理費571万8,900円、合計2,556万円というふうになっております。

なお、経常収益（収入）と経常費用（支出）の差額である評価損益等調整前当期経常増減額、ちょっと言葉が難しゅうございますが、それは340万3,911円のマイナスとなっております。前年度からの繰越金である一般正味財産期首残高450万3,911円を充当することにしておりまして、平成23年度の一般正味財産期末残高は、110万円としております。

基本財産である指定正味財産は、4億9,500万と変わらず、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の110万円を加えた4億9,610万円です。

なお、平成22年度の事業実績及び本年度の事業計画等は、本年の5月24日と6月8日にそれ

ぞれ開催されました公益財団法人宮崎県暴力追放センター第1回理事会及び評議委員会において、それぞれ承認されております。

今後、予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、本年8月1日に施行されました宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動を積極的に推進していく所存でございます。

最後に、各委員の皆様方の暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。以上であります。

○河野委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○外山委員 追放センターですけれども、県庁の10号館にあるわけですよね。そこには、常勤が小池理事長と職員すべてで2人ということ、どういことですか。209ページの県関与の状況のところですね。役員数が13名に減らされて、非常勤が12名ということで、通常2名の体制ですか。そういう解釈でいいですかね。

○椎葉刑事部長 最初に、所在地でございますが、県庁10号館、労働金庫西側の道路向かい側にありますけど、そこでございます。

センターの職員は、そこに書いていますように、役員が13名であります。常勤1名、これは事務局長兼務の者が1人、それからあと残り役員は全部非常勤ですね。職員数で女子職員が1名おります。

○外山委員 常勤は通常2名ということですね。

○椎葉刑事部長 そうです。

○外山委員 もう一点よろしいですか。この説明資料の収支予算書の中で、経常費用の中の役員報酬等給料手当、これは理事長と――管理費

の中の役員報酬と給料手当というのは、なぜこう分けてあるのかな、わかりますか。150ページと151ページのこの……。これはあれですか。小池理事長の役員報酬ということですか。

○**椎葉刑事部長** 小池理事長は全く無報酬でございます。

○**外山委員** 無報酬……。

○**椎葉刑事部長** はい。この役員報酬は、先ほど申しました事務局長兼務の専務理事の報酬でございます。

○**外山委員** 非常勤の方の手当も合わせての金額ですか、これは。

○**椎葉刑事部長** 報酬を払っているのは、常勤の専務理事のみでございます。ほかの役員、監事も含めてすべて無報酬でございます。

○**有岡委員** 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、損害賠償額ということで、事務的なミスによる賠償ということですが、これは県費で支払ったということで6万3,400円、これについては、これは民間的な考え方ですが、責任が個人にあるのではないかと、例えば、担当者2人に対してのそういった指導が必要ではないかと思うんですが、その対応について、どのような対応をされたのか1点お尋ねいたします。再発防止という意味からもお尋ねしたいと思います。

それともう一点は、財団法人の追放センターにおける被害者の相談内容、こういったものがどのぐらいの件数であって……。内容を教えていただければありがたいと思います。以上、2件です。

○**久米警務部長** まず、この損害つきましての事案を起こした職員に対する求償という点でございます。求償権につきましては、国家賠償法第1条第2項に基づきます求償規定及び地方自治法第243条の2に基づきます職員の賠償責任規

定によりまして、当該公務員に、故意または重大な過失があったときに行使するという事になってございます。

今回の事案でございますが、宮崎県警察本部の賠償事案審査委員会及び宮崎県の賠償等審査会において審査いたしました結果、故意または重大な過失によるものではないとされておまして、したがって、当該職員に賠償額を求償する予定はございません。以上でございます。

○**宮下首席監察官** 委員のお尋ねの関係職員に対する指導関係でございますが、関係職員は全部で3名おりまして、2名に対しまして所属長の嚴重口頭注意を行っております。もう一名に対しましては、業務指導を行っております。再発防止に努めております。以上でございます。

○**椎葉刑事部長** 暴追センターの相談のお尋ねでございましたが、相談件数はちなみに平成22年度152件取り扱っております。その内容であります。最も多いのは、暴力団等の反社会的勢力の照会じみた、いわゆる相談というのが一番多い、103件でございます。その次に多いのが金品等不当要求事案、これが30件、それからヤミ金、金銭トラブル関係の相談、これが10件、それから不当購買、寄附金等要求にかかわる相談、これが8件、それから暴力団離脱関係が1件の合計152件でございます。以上です。

○**有岡委員** この152件の対応されたその結果というんでしょうか。解決なり、何らかの対応ができたという、そういう成果的なものはいかなものなんでしょうか。

○**椎葉刑事部長** 暴追センターで一応相談を受けまして、その後、暴追センターで処理できないものにつきましては、警察のほうに回すなり、または他府県の暴追センターに回すというような処置をとっております。この相談を受けた段

階で全く未決のままだと、全く解決できてないという事案はございません。

特に、暴力団離脱関係が1件ございますが、これは中身はこの種の相談者はあまりないんですけれども、県外における暴力団の組員が組をやめて宮崎県に帰りたいと、だけど、組長がやめさせてくれんと、こういう相談でございまして、これにつきまして、最終確認はしておりませんが、該当する県警、それと暴追センターと協働しまして、連携をして支援を行っております。

ちょっと補足いたします。解決の正確な数字がございますので申し上げます。152件で、解決したのが139件、警察引き継ぎで、警察のほうで現在対応しているのが12件、それから弁護士引き継ぎが1件ということですから、全く未解決のままで、現在残っている件数はないということでございます。

それから、先ほど外山委員のほうから質問ございましたセンターの職員数でございますが、これは常勤が2名でございまして、あと、暴力相談員として非常勤、1日6時間の月20日間という非常勤職が別に1名ございますので、補足しておきます。以上です。

**○横田委員** 暴力追放センターの209ページですけど、活動指標の中で研修会参加者数、これは4,236名ということで、目標には達成してないみたいですけど、非常に多くの皆さん方が参加されているなというふうに感じたんですけど、この案内の仕方というか、それはどんなふうに行われているんでしょうか。例えば、各事業所が必ず出席してくださいとか言うのか、それとも自主的に参加をされているのか。

**○椎葉刑事部長** この研修参加数の中には事業所の暴力団追放の責任者の講習、これの数字も含まれていまして、このほうは、各事業所に対

して、暴追センターのほうからいわゆる案内をして、いついつ、どこで、こういう講習をやりますから出席してくださいというふうに出席を促しております。その他の研修会につきましては、暴追センターがいろんな会合の席で、いわゆる暴力団排除に関する講話なり、そういう研修を行った総体の人数が入っております、この責任者講習以外で、暴力追放センターが別に案内をして集めた人間というのは入っておりません。

**○横田委員** いろんな機会でこういう講習をされたときの人数がここに出ているということですね。

**○椎葉刑事部長** そのとおりであります。

**○横田委員** 例えば、自分の仕事に関して、暴力団をちょっと利用しようとかいう機運はだんだん少なくなって、絶対暴力団は関与しないんだと、そういうような風潮がどんどん深かまっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○椎葉刑事部長** そのために今回の暴力団排除条例もつくったわけでございます、今まで完璧ではなかったわけですし、中には暴力団を利用して利益を得ようという人もいたわけですが、今後は、もうこの条例も出ましたから、その暴力団を利用して、利益を与えとかということになりますと、いわゆる条例上、行政措置として、調査報告、それから勧告、公表等の措置が定められておりますので、それに従って最終的にはその要求や勧告等に従わなければ公にするという手段が含まれているわけでありまして、したがって、そういうことで、いわゆるそういう利益を享受している方々に警鐘を与えるという活動を、今後、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○横田委員 暴力団離脱・更正が相談が1件あったということだったと思うんですけど、これは、その暴力団のメンバーがみずからセンターのほうに相談に来られたということなんですか。

○椎葉刑事部長 そのとおり、県外で暴力団の現在の組員が直接宮崎県に帰りたけれども、組長がやめさせてくれんと、何とかありませんかと、こういう相談の内容でございます。

○井上委員 最近テレビ等ですごく話題になっています島田紳助さんのああいう問題とかあって、非常に並々ならぬ決意で、暴力団追放というのがメッセージされていて、それで、すごいインパクトのあったことだと思うんですね。単なる週刊誌的な話題ではなくて、やっぱりこれほど本当に強力なというか、そういうあれをされているの、これは都道府県全体でのそういう何というんですかね、国挙げてというか、そういう位置づけで、今回も強い態度で臨んでおられるというふうに理解していいんですか。

○椎葉刑事部長 当然、警察は全国一斉の体制で取り締まりしています。それから、暴力追放センターも各都道府県に一つずつこの県もでございます。それから、排除条例も全都道府県に現在すべてできております。

○井上委員 結局そういう情報の共有化というか、全国的な暴力団を含めての情報の共有化というのは十分にできているというふうに理解していいということですね。

○椎葉刑事部長 当然、警察内部につきましては、定期的に暴力団排除に関する担当課長会議なり、補佐会議等が通年で行われておりますし、暴力追放センターにつきましては、九州管内もしくは全国レベルの専務理事等の会議がございまして、そこから警察庁であるとか、それから全国の暴力追放センターの組織の中で、いろいろ

る指示とか教養等がなされておりますので、そういう情報共有はなされているというふうに理解しております。

○井上委員 宮崎県内で暴力団と認定しているというか、それは大体どのくらいあって、そして、県内でいうとどういう分布になっているんですか。

○椎葉刑事部長 県内の暴力団として現在認定しているのは、14組織、組員数は約320名でございます。分布はといいますと、宮崎北署管内が5団体、それから次に多いのが都城が3団体、南署管内が2、日南1、それから日向1、小林1、延岡1、大体そういうような分布になっております。この14組織すべてが1位団体、一番上の上部団体は6代目山口組でございます。

○井上委員 済みませんが、素人だからよくわからないんで、この人たち同士で問題が起こるということは、宮崎県内ではないというふうに理解してもいいんですか。

○椎葉刑事部長 それは、そうとは限りません。同じく山口組の一番上の団体は11組織が山口組でございます。この連中というのは、その第2次団体が別府の石井一家であります。その11が残りの3組織は第2次団体が異なります。ですから、当然同じ組同士でも、連中は「しのぎ」と言いますが、資金源獲得していく中において、いろいろ利害関係が絡みますので、それなんかで争いということは多分にあり得ます。ただ、本県におきましては、いわゆる福岡でちょっとにぎわっています対立抗争ですね、これは、道仁会と旧誠道会がやっていますが、これのような対立抗争というのは、本県では昭和58年を最後に、一応発生はしておりません。なお、石井一家は、今現在、別府じゃなくて、大分のほうに本拠を移しております。失礼いたしました。

○井上委員 非常に週刊誌的な頭で恐縮なんですけれども、ちょっと私たちではよくわかってないところもあるんですけど、低年齢の青少年の子供たちに接触するというような、そういう動きみたいなのは宮崎県内ではあまりないんですか。それとも、認知されているものが幾つかあるんですかね。

○椎葉刑事部長 暴力団の数という面は減少傾向であります。ですから、いわゆる組から抜けていく者、抜けていくというも中には志望するものもおりますし、破門になる者もいるんですが、抜けていく者と、それと、新たに加入していく者、このバランスが、加入していく者が少ないから数としては減っていくと、こういう状態になっているんですが、やはり新たに暴力団組員となっていくのが暴走族崩れの少年であるとか、町場でそういう非行進度の非常に進んだ少年たちが、暴力団の最初は使い走りから始まって、それがどんどん進化して、最終的に組員になるという例は当然県内ではあるわけであります。

○河野委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○長友交通部長 それでは、自転車事故の現状と指導取締りの強化につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の2、自転車事故の現状と指導取締りの強化についてをごらんいただきたい思います。御案内のとおり、自転車につきましては、運転免許が不要なく、子供からお年寄りまで利用できる手軽で身近な乗り物として県民の生活に浸透し、また、最近の健康志向、あるいはエコブームの高まりの中、今後も一層の普及とこれに伴う交通事故の増加が予想されるところでございます。

自転車の関与いたします交通事故の発生状況につきましては、番号1のとおりでございまして、過去5年発生件数、死者数、負傷者数のいずれも高い水準で推移しております。平均いたしますと、年間の発生件数が1,534件、死者数が7.4人、負傷者数が1,527人となっております。

なお、全交通事故に占める自転車事故の割合でございまして、5年間の平均で14.9%となっております。

次に、自転車の交通違反検挙・警告状況につきましては、次の番号2のとおりでございまして、平成18年から自転車の交通違反者に対しまして、県警といたしまして、自転車用交通違反警告カード、いわゆるイエローカードを交付しまして、違反現場での警告を中心に取り組んでまいりましたが、警告件数は年々増加しております。昨年は最高の9,370件の警告を行っている状況でございまして、取締り現場の実態といたしましては、制服警察官の姿を見まして、慌てて携帯電話をポケットにしまったり、イヤホンやヘッドホン等を耳から外して、学校で講習を受けて違反になることは知っていましたなどと素直に過ちを認める違反者もいますし、また、逆に二人乗りや携帯電話使用で一度警告を受けた者が再度同じ違反で警告を受けたり、警告をするときに、ちょっと忙しいんだけどとか、何でとめるとやとか、あるいは、そんなもんで違反になるとやというような、違反者が居直るケースも見受けられてまして、まだまだ自転車利用者に安全意識が浸透してない状況が認められるとの報告を受けております。

検挙につきましては、平成18年に酒酔い運転2件と二人乗り1件の計3件を、また平成22年に酒酔い運転1件と二人乗り1件の計2件の違反を検挙している状況でございまして、検挙いた

しました違反は、常習酩酊者で、道路で何度も転倒するなど、交通事故に遭遇するおそれがありました。あるいはある警察官の再三の指導警告に従わなかったものでございます。

このような中、今回、自転車利用者に対する交通指導取締りを強化することといたしたわけですが、次の番号3のとおり、まず、その理由といたしまして、1つが違反警告件数が年々増加しているものの、依然としてルールが守られてないということ、2つ目が自転車の関与いたします交通事故が高水準で推移していること、3つ目が県民の皆様から自転車利用者の交通ルール違反や交通マナーの悪さを指摘し、取締りの強化を求める声が数多く寄せられていることなどが挙げられます。

ここで意見・要望の例を挙げますと、警察署と学校との合同会議を開催した際に、学校側から警察に対しまして、一般の方から生徒の自転車マナーの悪さについて、厳しく指摘する苦情が絶えないので取締りを強化してほしい、特に、一時停止の不徹底に関する苦情が多いといったものや、あるいは交通安全対策会議の場で、委員からぜひとも自転車の並進を取り締まってほしいといったもの、そのほか警察本部に対しまして、電話や電子メールなどによりまして、高校生の自転車乗りにつぶつかり、肩を骨折しました。ぜひとも厳しい取締りをしてほしいなどといったものが寄せられております。

次に、取締り強化の目的でございますが、交通事故の抑止、それと交通法規を守っていただくということでございますけれども、取締りを強化することによりまして、自転車利用者を交通事故の被害者にも加害者にもしないということ、それと、交通ルールを守っていただくことはもちろんのこと、あわせてまして規範意識や社

会道徳心の向上にもつなげていきたいなというふうに考えております。

次に、取締りの重点違反につきましては、重大な交通事故につながったり、県民の皆様からの取締り要望の多い違反でございます、お手元にありますとおり、酒酔い、信号無視、一時不停止、遮断踏切への立ち入り、無灯火、傘差し運転、携帯電話使用、イヤホン等の使用、それと二人乗り、並進、これを一応、重点違反として指定しまして、原則として、これらの違反行為を行い、交通の危険や迷惑を生じさせた場合、あるいは警察官の警告に従わずに、違反を継続するなど悪質な場合、これには交通切符、いわゆる赤切符によって検挙いたします。

交通の危険・迷惑につきまして、具体的に例を申し上げますと、例えば、自転車が信号や一時停止を無視して、交差点に進入しまして、交差道路を走行してきました自動車に急ブレーキとかあるいは急ハンドルの措置をとらせた場合のほか、自転車が無灯火、並進、傘差し、携帯電話使用などによって歩行者とぶつかったり、あるいは立ちどまらせた場合など、これが該当するというところで考えております。

各違反の罰則でございますが、下にありまして、酒酔い運転が5年以下の懲役または100万以下の罰金、信号無視、一時不停止、遮断踏切立ち入り違反が、これは故意による場合は3月以下の懲役または5万以下の罰金、過失の場合は10万以下の罰金。それと無灯火、傘差し、携帯電話使用、イヤホン等の使用違反が5万円以下の罰金、二人乗り、並進が2万円以下の罰金または科料となっております。

違反として検挙されました自転車利用につきましては、警察署や交番等での必要な取調べの後、成人でありましたら検察庁、未成年であつ

た場合は家庭裁判所に呼び出されることがあります。今回の取締り強化を受けまして、新聞、テレビ、ラジオなどが大きく取り上げましたほか、学校の生徒指導の先生方が中心となりまして、交通マナー向上のため、対策会議や講習会を開催したり、県内の高等学校におきましては、生徒や保護者に対しまして、依頼文を出した上で、教職員が警察署と合同で登下校時の街頭指導を行うなど、熱心に取り組んでいるところも見受けられるところでございます。

その結果、住民の方からは、自転車のマナーがよくなりつつあるというような声も寄せられるなど、徐々に効果もあらわれつつあります。

今後とも、関係機関団体との連携を強化しました上、自転車の安全利用と交通ルールを守ることの必要性の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。

**○河野委員長** 以上ですが、質疑はありませんか。

**○中野委員** 2～3お尋ねいたします。まず、罰則の件であります。この罰則は、いわゆる最近、自転車だから自転車に適用するようになったのか、ずっと昔からそういう経過だったのかということと、この罰則の中身は、他の車での違反ですよね。それと同じなのかどうかをまずお尋ねします。

**○長友交通部長** これは、今回、道路交通法を改正して、罰則が強化とかいう形ではございません。前からあるものでございます。

それと、この罰則につきましては、当然、自転車の場合は、軽車両という扱いを受けまして、そのほかの自動車とかバイクとか、これにも適用されることになっております。以上でございます。

**○中野委員** それから、違反者の検挙数、警告数がふえているわけですが、これは指導取締りを強化した結果、こういう数字になったということでしょうか。

**○長友交通部長** 現場警察官が、目の前で違反を見て、これに対して警告して、イエローカードを交付するという形になるわけですが、現場警察官がそういうような違反を見て、見るに見かねてイエローカードを交付した状況がこういう形でどんどん増加という形になっていったものでございます。先ほど申し上げましたように、この中で検挙しましたものは、非常に悪質な、警察官の再三の警告に従わずに継続して乗っておったというようなことで検挙したということと考えております。

**○中野委員** もう一点ですが、死者数6人、構成率が11.8%であります。これは極めて高い構成率ではないかなと思うんですが、今まで死者の構成の割合、ずっと自転車事故でどうなっていたんだとは思いましたが、ちょっと今、初めて自分として自覚というか そうしたところですが、いわゆる自転車事故の内容ですよね、例えば、自転車が加害者という立場でこういう死者になったのか、あるいは一人相撲でこの死者となったのか、それを……。

**○長友交通部長** 自動車事故のほとんどが、自転車対車が多いわけですが、場合によっては、自転車同士、あるいは自転車と歩行者という状況がございます。県内におきましては、平成18年でしたか、19年でしたか宮崎南署管内の大塚台で、現役の高校生が、朝方暗い時間帯に下り坂をおりていくときに、散歩されておりました女の方にぶつかりまして、亡くなったという状況がありまして、加害者にもなり得るという状況が当然あります。ちなみに、昨年6人

の方が亡くなっておりますが、すべて高齢者の方という形になっております。ことしの7月末の3名につきましては、高齢者ではない成人の方が亡くなっておりまして、車にぶつかったり、あるいは自分で転落されたりして亡くなったという状況でございます。

○中野委員 車対自転車での死亡ですよ、その事故の原因が今までも自転車事故ということの取り扱い方はしておったんですかね。

○長友交通部長 この自転車の関与する事故につきましては、自転車が俗に言いますところの第1と、過失が大きいほう、それと第2当事者、過失の少ないほうという両方あわせた形でカウントしておりますので、こういう形になっております。

○中野委員 もう一点、自転車の一人相撲ですよ、一人相撲も入っているような話でしたが、ずっと過去も、自転車の一人相撲でこういうのがあった場合も交通事故というふうにみなしておったんですかね。

○長友交通部長 ええ、そういうことで私も認識しております。

○横田委員 先日、テレビでブレーキ、いわゆる制動装置が全くついていない自転車が最近ふえているという番組、見たんですけど、この取締り重点違反の中で、無灯火というのがありますけど、そういった整備不良みたいな、そういった意味でのブレーキのない自転車とかもこの中に入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりの検討は全然されてないんでしょうか。

○長友交通部長 競技用の俗に言うピストという自転車がありまして、これにつきましては、一応、普通自転車の扱いになっておりませんので、いわゆる公道では走れないということになっ

ております。あとは、現場でとめた場合に、当然無灯火があったり、ブレーキのききが悪くなったりということ、TSマーク、いわゆる自転車整備振興会の中での特に優秀な方がTSマーク関係の対応ができるわけなんですけれども、TSマークを張ってもらって、そのときにきちんとブレーキあるいはそのほかの構造設備がきちんとしておるといふことの対応もできますので、その辺、また現場警察官等にも指示しまして、きちんと整備を受けろという形での指導はまたしてまいりたいというふうに考えております。とりあえず、今度の重点違反の中には入っておりませんが、これ以外でもやはり違反しているものにつきましては、その場で指導は続けていきたいというふうに考えております。

○河野委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時4分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。去る7月、8月に当常任委員会の県北調査及び県南調査が行われましたけれども、河野委員長さん初め委員の皆様には、御視察を受けましてまことにありがとうございました。御指導いただきました点につきましては、今後の運営

に十分生かしながら、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、企業局の提出議案等について御説明させていただきます。お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんください。本日御説明いたしますのは、提出議案関係が1件、提出報告書の関係が2件、その他報告事項が1件、合計4件でございます。

まず、I番の提出議案の関係であります、議案第11号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」であります。当該施設は、平成18年度から指定管理者による管理を行っているところでございますけれども、この指定管理者を指定するに当たりまして、現行条例では、公募をすることとなっておりますけれども、緊急の場合等においては、公募でなくて非公募で速やかに指定管理候補者を選定することができるように、特例規定を設けるものでございます。

次に、II番の提出報告書の関係2件であります。1つ目は、宮崎県公営企業会計・電気事業でありますけれども、ここにおいて、平成21年度から22年度にかけまして、継続費を設定して実施しておりました岩瀬川発電所の水車発電機改良等の工事が平成22年度に終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により精算報告を行うものであります。

2つ目は、県が出資している法人等の経営状況につきまして、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき企業局が出資しております財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの平成22年度の経営評価の結果につきまして御報告するものでございます。

最後に、III番のその他の報告事項といたしま

して、去る7月30日に石河内第一発電所におきまして実施いたしました発電所親子探検ツアーについて御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○吉田総務課長 それでは、議案第11号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。指定管理者制度につきましては、知事部局におきまして、今議会で「公の施設に関する条例の指定管理者制度に係る規定の一部改正」を行いますことから、企業局が所管します宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例につきましても同様の改正を行うものであります。

改正の理由でございます。現行の条例では指定取り消しのような事態が生じた場合でも、次期指定管理候補者を公募により選定する必要がありまして、新たな指定管理者が指定されるまで長期間を要しますので、私どもの場合は、ゴルフ場利用者へのサービス低下等を招くおそれがあるということから、公募によらず、速やかに指定管理候補者を選定することができるよう、特例規定を追加するものでございます。

改正の内容でございますが、非公募により、候補者の選定を可能とする場合をそこに書いておりますように、(1)公募に対して申請がなかったとき、また審査の結果、候補者となるべき団体がなかったとき。(2)候補者を指定管理者として指定することが不可能になり、また著しく不相当と認められる事情が生じたとき。(3)指定管理者の指定を取り消したとき。(4)その他

管理者が特に必要と認めるときの4項目といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

参考の1にありますように、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターで、指定期間は平成21年4月1日から26年の3月31日までの5年間となっております。

2ページをお願いします。参考の2でございますが、ここで指定管理者の指定の流れについてちょっと御説明させていただきたいと思えます。まず、一番左ですが、指定管理候補者選定委員会を設置いたしまして、募集方針等の作成を行い、次に点線で囲んだ部分の上の段にありますように募集を行います。募集期間はおおむね2カ月程度となります。

次に、選定委員会で応募者の審査を行い、候補者を選定いたします。そして、議会の議決を経まして、最終的に指定管理者が指定されるという流れでございます。

今回の改正によりまして、点線の中の下の段にありますように、緊急な場合等においては、非公募により候補者を選定することが可能になります。

条例改正についての説明は以上でございます。

**○河野委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

**○中野委員** 質問させてください。まず、改正理由の緊急の場合等において云々と書いてあるんですが、緊急の場合とはどういうことを指しているのでしょうか。

**○新穂経営企画監** 資料の1ページの2の改正の内容にあります(1)から(4)のような事例を指しております。具体的には、申請者が全

くないとき、あるいは申請者はあったけれども、選定委員会において指定できるような申請者がいないという場合、あるいは選定まで行っていたけれども、指定をする前に何らかの事情で失格してしまったというような事態が生じたとき、あるいは現在、既に指定管理を受けている指定管理者が、不正とかあるいは経営上の問題とかで指定が管理業務をできなくなったとき、そういう場合と、その他、管理者が特に必要と認める場合ということで、例えば、特に、必要と認める場合の例としましては、指定管理者が来年の3月で終わるんだけれども、その1年後には施設が廃止されることが決まっているとか、そういったような特別な事情があるとき、そういったことを想定して、特に必要と認めるときというふうに考えております。

**○中野委員** その改正内容の今、説明がありましたが、非公募によることができる場合ということで(1)ですね。申請がなかったとき、それから候補者となるべき団体がなかったときというふうに使い分けてあるんですが、これは両方とも公募がなかったときということになるわけですかね。

**○新穂経営企画監** はい。まず、前段の申請がなかったときといいますのは、公募をします。そして公募に応募する人が全くなかったという場合を言っております。次の審査の結果指定候補者となるべき団体がなかったときといいますのは、申請は1社以上ありまして、指名選定委員会において、審査をするわけですが、この審査において、合格した者がいなかったという意味です。

**○中野委員** それは、この2つ、後半のほうは、どれを指しているわけですか。

**○新穂経営企画監** 今、申し上げましたのは、

後段の、審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったときという部分を指しております。

○中野委員 それから、(2)の指定することが不可能、または著しく不適當という状態はどういう状態なのでしょう。

○新穂経営企画監 先ほどの言いますと、まず、指定管理選定委員会まで行って合格をもらったと、この団体を次の指定管理者候補としていなというところまで行ったわけですが、その後、実際に指定をするまでの間に、例えば、辞退をされる、あるいはその途中に経営状況が急に悪くなって指定を受けられなくなったと、あるいは応募要件があるわけですが、その応募要件をクリアして指定候補者になったわけですが、その後で条件を満たさなくなったと、そういったような事態が生じたときを(2)番は指しております。

○中野委員 今の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーションセンターですかね、ここが指定管理者だと思うんですが、ここがそういう、今言った状況にあるかないかということをお尋ねします。

○新穂経営企画監 それにつきましては、また本日報告します中の出資財団の経営状況についての中でも、詳細に説明することになると思いますけれども、私どもとしましては、今の一ツ瀬ゴルフ場の指定管理者でありますスポーツセンターにつきましては、今のところ、途中で、指定管理をできなくなるというような状況にはないというふうに考えております。

今回、提案させていただきましたのは、知事部局の条例改正にあわせて、一般論として、そういう想定をして、条例改正を行うものということでございます。

○中野委員 この県民スポーツレクリエーション施設、これは、企業局からの借り入れで賄っていますよね。今、その借り入れ総額は幾らなんですかね。

○新穂経営企画監 借入金といいますか、一応財団のほうとしましては、基本財産という位置づけをしておりますけれども、企業局からの出資金であります。これは、企業局からは700万円を支出しております。

○中野委員 企業局の700万の出資でこのレクリエーション施設はできているわけですか。それなら、ここ自体が負債的な勘定はないんですかね。

○新穂経営企画監 財団そのものの運営につきましては、今、申しあげました出資金で運営をされておまして、借金とかそういうものは財団は持っておりません。

○中野委員 あの施設は、結局、河川でいろいろやったり、建物があつたりしますが、この700万の原資であれをつくって、もう元手は全部返してというか、何もないわけですかね。

○新穂経営企画監 ただいまの件はゴルフ場の整備等につきましては、企業局の地域振興事業のほうで整備をしておまして、財団は、ゴルフ場の管理をするという役割でございますので、これを管理するための元手というような位置づけで700万の出資をしているものでございます。

○中野委員 私の認識不足でした。企業局の、いつも決算で電気事業と用水と、もう一つ出していますかね。あれはここはあまり関係はないんですか。資料がないもんだから。

○新穂経営企画監 企業局でやっています3事業につきましては、ゴルフ場をやっているのは、地域振興会計という事業でやっております。

て、その地域振興事業でつくったゴルフ場の管理を任せているところが財団ということですので、ちょっと会計は別々の会計になっております。

○中野委員 そしたら、外れるかもしれませんが、元になっている地域振興事業と言われたです、それはこの事業だけをやっているところですかね。

○新穂経営企画監 地域振興事業会計ということですが、今、具体的にやっていますのは、その一ツ瀬川のスポーツレクリエーションの運営だけということです。

○中野委員 であれば、関連があるんですが、その振興会計そのものに、何か、経営はこれだけだと思っただけ、負債というか、借り入れとか、それ自体の経営状況というのは何ら問題ないんですかね。

○新穂経営企画監 地域振興事業会計につきましては、経営は黒字を維持しております。借入金につきましては、電気事業会計からの借入金が8億2,000万ほど現在も残っております。

○中野委員 そこを聞いたかったんで、ちょっと回りくどくなりましたが、8億2,000万円は、順調に返済されているわけですかね。何かそういう返済の計画とか、どこの財源でこの8億2,000万は企業局の電気のほうに返済しているわけですか。

○新穂経営企画監 今、申し上げていますのは財団の借入金ではなくて、企業局の3つ目の事業であります地域振興事業会計が電気会計から借りている借入金8億2,000万ということですが、この借入金償還につきましては、一応、本年度までちょっと設備の整備に資金を回すということがございまして、借入金の償還をストップしておりましたけれども、また来年度から毎

年計画的に返していくというふうにしております。

○中野委員 その来年度から計画的に償還する財源は何になるんですか。

○新穂経営企画監 今の返す年度は、24年度からと申しましたけれども、23年度から、今年度から戻すということにしております。

それで、財源につきましては、いわゆる地域振興事業会計の収入あるいは地域会計の中の減価償却がありますので、こういった減価償却で内部留保されているお金、こういったものから返済していくということになります。

○中野委員 あんまり資料がないもんだからよく質問も明確でないし、また、求めたい回答ははっきりわからないわけですが、要は、企業局には3つの事業がありますよね。その3つ目のこの地域振興会計のそれは電気とプールしてどうでもなるという感じになるんですかね。その償還をストップしておったというのは、今、前も説明はあったとは思いますが、勝手にストップを試みたり、都合がどういふわけかしらなけれど、本年度からはまたこれを償還をするようにしたとか、いろいろ言われるけど、勝手な経営をしているみたいなふうには聞こえますがね、そういうことはないんですか。

○濱砂企業局長 もともとこのゴルフ場は、11億ぐらいの金がかかって、NTTへの無利子の貸付金が当時ございましたけれども、ああいうものを使いまして、大半は電気事業から電気事業の還元という意味がありましたので、8億、9億ぐらいの金をつぎ込んで、そして整備しました。

そして、あくまでも、今、3事業3会計ございますけれども、公営企業の経理原則は、御承知のとおり、独立会計でございまして、それ

ぞれの会計の中で収入支出を経理すると、したがいまして、地域振興事業会計におきましても、そこで得た収入から、先ほどありましたけれども、今、指定管理者に指定管理委託していまして、毎年二千数百万の何というか、施設の使用料が、収入が入ってきます。それから今まで内部留保した金とか、そこ辺を原資にして返しているわけですが、ゴルフ場という、しかも、もともとの趣旨がですね、低利で一般県民の健康づくりとか、そういうことに気軽に利用できる施設ということでしたんで、料金ももともとパブリックでもありますし、安い料金であります。したがいまして、大きな収入があるわけではありませんので、ちびちびちびちび返していくわけですが、特に、11年から16年ごろにかけてまして、大きな台風があつて、ちょっと水をかぶったとか、あるいはちょっと利用者が減ったとかいうことで赤字が続きまして、累積欠損も出ました。そういうことで一たん貸し付けを猶予したりして、今日まで来ているわけです。累積欠損金もことしか来年ぐらいで大体清算できるだろうということで、また当初の約定どおり返していこうということございまして、同じ企業局の中の会計でありますから、本来やっぱりきちんきちんといくのがいいんですが、そういういろいろ想定せざる事情とか生じた場合には、同じ企業局の中で融通をきかせて、うまくやってみようということで今、動かしているわけでございます。

**○中野委員** 使用料でちびちび返済するんですが、その返済の財源は財団法人、後で説明がある一ツ瀬川県民スポーツセンターからの使用料で戻していくということですかね。

**○濱砂企業局長** 今は直営でございませんで、指定管理者に管理をやらせていますので、うち

の企業局の会計からすれば、そこからの二千数百万の金だけでございますので、それと、今まで減価償却等で若干ためている金がありますから、そこを原資にして返していくということでございます。

**○中野委員** 後でまた……。

**○横田委員** 一つだけ。例えば、5年間の指定管理の期間の途中で緊急の事態が発生して、新たな指定管理者を選んだときに、その新たな指定管理者というのは、残期間をするということになるんですか、それともまた新たに5年間始まるということですか。

**○新穂経営企画監** 緊急の場合を適用して、指定管理者を選んだ場合の指定期間ということですけれども、今、御質問がありました途中でできなくなつたと、そういった場合には、新たな募集、公募をやるまでのつなぎとして、それまでの期間だけお願いするとか、そういったことがあるかなと、ですから、そこからスタートして5年ということではなくて、次のちゃんとした正規の手続で公募で決められるまでのつなぎというような期間で設定する場合もあるかというふうに考えています。

**○外山委員** もっとわかりやすく言ったら簡単に。残存期間でしょう。あるかもしれないと思いますじゃなくて、どういうこと。あるかもしれないと思いますはおかしいね。

**○新穂経営企画監** そのことにつきましては、残存期間とか、そこまではつきり決めておりませんので……。

**○持原副局長** いろんなケースが想定されると思うんですね。あと半年ぐらいを残して経営状況が悪くなった、あるいは4年を残して経営状況が悪くなった、いろんなパターンが考えられると思いますので、その段階で、募集をする段

階で、いろいろ県として、どういう場合がいいのかというのを決めるということでございます。

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○吉田総務課長 それでは、提出報告書関係の説明をいたしたいと思えます。まず、4ページをお開きください。平成23年9月定例県議会提出報告書関係でございます。まず、平成22年度宮崎県公営企業会計の電気事業に係る継続費の精算報告でございます。

まず、工事の概要でございますが、都城市にあります岩瀬川発電所は、昭和42年に運用開始いたしまして、43年が経過したことから、平成21年度に継続費を設定いたしまして、老朽化した水車発電機の改良工事及び10年に一回の精密点検工事を実施したものでございます。

工事の内容でございますが、改良工事は水車発電機固定子一式の更新を行いまして、精密点検工事は、発電機を分解し、点検・補修を行ったところでございます。工事期間につきましては、平成21年12月3日から23年3月18日までの16カ月間を要しました。そこに写真がありますが、これは工事のときの模様でございます。左が固定子の据えつけ、右が水車ランナの組み込みということでございます。工事の概要は以上でございます。

続きまして、お手元のちょっと薄いものがありますけれども、平成23年9月定例県議会提出報告書の5ページですね。青色インデックスで別紙2と表示してあると思えます。これの5ページをお願いいたします。

それでは、表の説明をいたします。左から3つ目の事業名の欄でございますが、3つに分けておりますが、一番上の先ほど申し上げました改良工事のうち、既設の設備の撤去に係るもの

でございます。それから、真ん中の段が精密点検工事でございます。それから、下の段の改良工事は、機器製作を含む据えつけ工事となっております。それぞれの工事費は表の中ほどの実績の支払い義務発生額の計の欄でございますが、まず一番上の撤去費が1,132万6,884円、それから真ん中の段の精密点検工事が2億837万2,841円、それから、一番下の据えつけ工事が3億5,087万275円でありました。

なお、一番右の比較のところですね、年割り額と支払い義務発生額の差の計のところでございますが、それぞれ6万7,116円、それから34万9,159円、62万3,725円は、いずれも入札の結果差額が生じたものでございます。継続費の精算につきましては、以上でございます。

次は、県が出資している法人等の経営状況についてでございます。委員会資料の5ページをお願いします。

まず、概要でございますが、対象法人は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターで、設立は平成11年11月18日となっております。先ほど話に出ました総出資額は1,500万円で、そのうち県出資額は700万円、県出資比率は46.7%となっております。

次に、特記事項の欄でございますが、この財団は、企業局が所管します一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者に指定されておまして、指定期間は、先ほども申しました21年4月1日から26年3月31日までの5年間でございます。

次の表の県関与の状況でございます。人的支援の平成23年度の状況につきましては、一番右のところにあります。役員は9名、そのうち常勤役員1名、及び非常勤役員1名が県の退職者となっております。現役の県職員の関与等は

ございません。また、職員11人の中には県職員及び県退職者はおりません。

その他の県からの支援等につきましては、企業局のPRと誘客のため、年に5回ほど企業局がスポンサーとなるコンペを実施し、その際の商品を企業局から提供しているものでございまして、財団への直接的な支援ではございません。したがって、財政支出のところについては、ゼロという形になっております。

下の表の実施事業でございしますが、まず1番目としまして、先ほどから言っております一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営、2番目がゴルフカートの貸し出し、それからサービスセンター内に売店がありますので、その売店の運営、それからレストランも併設しておりますので、レストランの管理運営というのが実施事業でございます。

それから、活動指標でございしますが、活動指標といたしまして、①ゴルフ場利用者数、それから②番目としまして、主催コンペ年間参加者数の2つを設けております。そこに書いてありますように、ゴルフ場利用者は、目標3万7,500人に対しまして、実績が3万6,605人と、達成度は97.6%でございます。同じく主催コンペ年間参加者数は、目標1万7,300人に対しまして、実績が1万6,542人と、達成度は95.6%となっております。

6ページをお願いします。財政状況でございます。まず、左側の正味財産増減計算書でございますが、平成22年度の欄を見ていただきたいと思いますけれども、経常収益が、これは利用料金等で1億2,676万1,000円でございます。それから経常費用が、これは人件費とかコースの管理費などになりますが、1億3,205万2,000円、当期計上増減額はマイナスの529万1,000円

でございました。

経常外費用15万1,000円を含めた当期の一般正味財産増減額はマイナスの544万2,000で、正味財産期末残高は1,812万1,000円でございます。

右側の貸借対照表をごらんください。平成22年度の欄でございますが、資産3,469万1,000円で、その内訳は現金、預金などの流動資産が1,690万8,000円、基本財産、機械装置、これは手引きカート等になるんですけども、そういうものの固定資産が1,661万1,000円、繰延資産が117万2,000円となっております。

次に、負債でございしますが、負債1,657万円となっておりますけれども、これは、未払い金とか仮受金などの流動負債のみでございまして、固定負債はございません。

資産から負債を差し引いた正味財産は、1,812万1,000円で、その内訳は、一般正味財産のみで、うち基本財産への充当額は1,500万円となっております。

最後に、その下の財務指標でございしますが、財務指標といたしましては、①利用料金収入、②人件費、③自主事業収入の3つを設けておりますが、いずれも22年度は利用客の減少により目標値を下回っております。なお、人件費につきましては、どれだけ節減できたかを評価しておりますので、達成度は100%を超えているという状況になっております。

一番下の総合評価のところでございます。その中の県の評価でございますが、平成22年度は、口蹄疫とか天候不順等によりまして利用者数の減少に加えまして、一人当たりの利用単価も低下していることから、利用料金収入等が大幅に減少いたしまして、財団にとっては厳しい1年であったと考えております。

ただ、さまざまな悪条件が重なる中で、利用

客増を図るため、前年度を上回る年間170回の主催コンペを実施いたしたり、毎週土曜日に特別料金を設定するなど、誘客対策に積極的に取り組んでいる点につきましては、評価できるものと考えております。今後、収入が伸び悩む中、平成23年度以降においてもより一層の営業努力と経費節減に努める必要があると考えているところでございます。

その下にありますAからDの区分による評価でございますが、県の評価としまして、活動内容につきましては、利用者数などが目標を下回りましたので、やや課題ありの「C」、財務内容につきましても、利用料金収入が目標を下回っておりますので、同じく「C」、そして組織運営につきましては、特に組織的な課題等はないと考えておりまして、ほぼ良好の「B」と評価しております。

提出報告書関係の説明以上でございます。

**○河野委員長** 報告事項について、質疑はありますか。

**○中野委員** スポーツセンターについてお尋ねします。県の出資額が700万ですが、残りの800万、800万の内訳を教えてください。

**○新穂経営企画監** 新富町から300万、それから財団が自分自身で500万を出資しております。

**○中野委員** 次の右側のほうですが、いろんな条件が重なって529万1,000円の、言え、端的には赤字でしたよね。それで、正味財産が1,812万1,000円になったということは、出資金が合わせて1,500万なんですよ。ですから、23年度、312万1,000円を超える赤字が発生すれば、出資金を食い込むということですよ。その可能性はどうですか。

**○新穂経営企画監** 今、御指摘がありましたとおり、もしその三百十何万を割り込むというよ

うな事態があればということですが、どうなるかというのは、今年度のお客さんの利用状況がどうなるかということで変わってくるというふうに思いますので、今のところ、何とも予測はできないところではあるんですけども、去年は口蹄疫、あるいは天候不順ということで非常に利用者が少なかったということで、特に少ない年でございました。20～21年度を見てみますと、料金収入もほぼ目標は達成しているような状況ですので、20～21年度のような状況に持っていければ、そういう事態は避けられるのではないかなというふうには考えております。

**○中野委員** 20年、21年のことを言われましたが、大して20年も赤字、21年は黒字といえども170万どまりで、もともと利潤を追求するところの財団ではないと思いますけれども、経営は厳しいと見られないかと思うんですよ。それから、この平成元年にスタートしたんですけども、これは、実際はこの企業局の丸抱えでスタートした財団ですよ。それで、さっき財団自身が500万円出資しているということでしたが、財団自身は、過去何か、どういう形でその500万円を出資できたんですか。

**○新穂経営企画監** これにつきましては、左側のページの実施事業の欄にありますように、3つの主な事業を今、やっております。1つ目は、ゴルフ利用者からの料金収入ですので、これは指定管理者になる以前は企業局のほうに完全に収入として入ってきていたわけですね。

2番ですが、ゴルフカートの貸し出しあるいはサービスセンター内での売店からの収益、こういったものが積み上がって、500万ほどの出資ができる状況になっていたということでございます。

**○中野委員** この条例改正ですよ、いろんな

緊急の場合において、この理由ですということ、この指定することが不可能になったり、また著しく不適當になったりというくだりもありましたが、いろいろ心配はないという話ではありましたが、こういうところにいわゆる指定管理ということでやっちゃってですよ。本当にそういう、さっきは何ら問題のないような改正内容の、これに該当しないような話でしたが、該当しないんですかね。将来を見通してですよ。

**○新穂経営企画監** 将来にわたって絶対あり得ないと言い切ることはちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、ことしの状況につきましては、先ほど言いましたように、20～21年のような状況で、お客さんが利用があれば、続けられると、一応、指定期間が平成25年までということですので、あと2年、期間は指定管理者として、事業を頑張っていたきたいというふうに考えております。

**○中野委員** 県が700万、半分近くを出資している財団ですから、経営はきちっとしてもらわないといかんわけですよ。実際は、県の施設を県に任したと同じことなんですよ、これは。それを、こういう条例改正の第11号が出ているけれども、こういうことになじむということになりますかね。これが全くここの財団でないところの指定管理者なら、こういう条例もつくらないかんと思うんですが、現実には、自分ところに自分のを貸しちゃって、それが倒産したときのことを見越して、条例の改正案を、こんな状態をつくっておくということは、将来、この財団だけが指定管理者になるとは限らないから、そういうことも想定すれば、当然だと思うけれども、今の現実には26年まで貸すわけですよ。指定管理者の制度、その間にはなじまない話ですわね、この改正案は。自分で自分を経営しているし、

県も出資しているし、財団そのものも実は企業局の別会社じゃないけれども、そういうことでつくった財団なんですからね。だから、この報告事項で言うのもおかしいですけども、議案第11号も今のところなじまない改正案だと、こう思うんですがね。ひっくるめて何か納得する説明していただけないか。

**○濱砂企業局長** どんげ言ったらいいかどうかわかりませんが、今回のこの条例改正は、指定管理者制度というのが平成15年自治法改正でできまして、その趣旨は、民間のより専門的なノウハウを活用して、公の施設ですから、県民の皆さんにサービスがより提供できるようにということでできた制度でございまして、本県では18年からこれを導入したということでございます。

ただ、その後の状況で、県内でも都城市とか小林市とか例があったようでございますけれども、また全国的にも都道府県では幾つか例があったようでございますが、途中で倒産したとか、そういう突発の事例が生じたということで、これは指定管理者制度を条例でつくりましたけれども、公の施設条例を初めですね、当初想定していなかった事態が発生したということでございます。運用している間にですね、一つは、それがやっぱり制度的に不備ですから、その不備はまず今回直しておきましょうということがまず第一でございます。したがって、一般的な制度の不備を直すという意味の今回、庁内一斉の改正でございます。

それが一つと、この財団の問題ですが、確かに、当初あそこでゴルフ場を整備させ、その後管理させということで、県がかなり関与してつくった財団でございまして、県も地元も。それ、やってきておるわけでございますけれども、指

定管理者にもなりましたし、財団法人だから、これ独立の人格を持った法人でありますから、あそこはあそこで、特に、18年以降指定管理者になって以降は、それは自分ところの経営努力で十分やっていってもらわんといかんと、また、そのあその指定管理者、法人の責めに帰すべからざる、あその責任では解決できないような経済の事情の大きな変動とか、あるいは台風の大きな災害とかいうものが出た場合には、これは設置者、私どもの設置者としての責任があつて、これは経費を負担してやらないかん分もありましようし、通常の営業に関してはやっぱり向こうが営業努力をして、お客さんをいっぱい取ってきてちゃんとした経営をしていただくということしか、これは全く民間の原則と同じであります、やっていただくしかないということでございます。

平成18年に指定管理者になってから以降は、少なくとも目標以上の入場者がございましたし、例えば、21年度は10年ぶりに4万人台に乗ったとかいうこともございまして、昨年度は春先の口蹄疫とか雨でかなり落ちまして、それが響きました。ことしも5月6月——6月7月でしたか、かなり雨が降りまして、ちょっと落ち込んだんですが、その後は回復しつつあります。ということで、5年間の期間がありますから、しばらくはもう少し長い期間で様子を見ないとはっきりしたことは申し上げられませんが、財団も一生懸命頑張っておるというところがございます。

○中野委員 いわゆる横並びの改正だから、仕方がないと言えば仕方がないんですが、じゃ、このスポーツセンターの、県が700万出資しているんですが、日ごろの経営上の指導というか、経営上の管理とか、そういうものはどこが、だ

れがしているわけですかね。

○新穂経営企画監 指定管理者に対しましては、年4回ほど現場で実地調査をするようになっておりまして、経理の状況、あるいは設備の維持管理状況などが適正に行われているかということ、企業局の職員が行ってチェックをしております。

○中野委員 ちょっと、そういう答弁をもらうつもりじゃなかったんですが、いわゆる県民の税金を、県出資金ということで700万出していますよね。この700万が各経営見ればあと300万ちょっとで赤字になれば侵食をされるわけよな、県の税金が。経理上はですよ。ですから、そういう日常の経理を監督管理を、いわゆる700万も出して、回収できないということになれば、大変なことになるんですよ。だから、このスポーツセンターの経営がひっくり返るといかんわけですよ。大変なことになると。だから、日常の経営管理を、昔は企業局が責任のもとにされておったと思うんですが、今はこの役員メンバーだけに、OBの方も退職者がおられますが、任せっきりなんですかね。何か私は、もっと積極的に経営に乗り出して、それがどうかせないかんとかじゃないかなという気がするんですが、そういうことはないんですかね。

○新穂経営企画監 はい、今おっしゃられたように、出資をしているものとしては、非常に心配な部分があるというふうには思いますけれども、出資している金額そのものにつきましては、きちんと定期預金という形で管理をされているということでございまして、先ほど言いましたように、それにつきましては、年4回経理状況をうちのほうで確認をしていますので、実際通帳の中にそういう金額があるということは当然なこととして確認をしております。

それから、指定管理者につきまして、経営にどこまで企業局が干渉できるかということですが、指定管理者制度そのものが自由な民間的発想で経営をやっていただきましょうということが始まった制度でございますので、あまりその施設の設置者が経営に首を突っ込むことは基本的にはない制度だというふうに思っております。

それから、財団につきましても出資はしておりますけれども、人的には理事長、支配人等も県OBではありますけれども、現役の県職員は一人も入っておりませんので、そういった経営そのものに企業局が直接的には干渉できないのかなというふうに考えております。

**○中野委員** 説明の最初のくだりですよ、現金やら預金があるから云々と言われたけれども、正味財産が預金とか現金であることは当然のことであって、仮に、それがどんどんこれから赤字がふえていけば、その出資額が食われていく、いわゆる県が半分近く出資している700万にもう影響及ぼすんですよ。いわゆる県の財産が侵食されているわけだから、そのあたりの日常的な経営をどっかにかきちんと年4回じゃなくてきちんとする責任があるんじゃないかなと、県に対してですよ。それが私は、企業局の仕事だと思うんですよ。もともと企業局がつくった会社ですから、それを指定管理者制度にするために、こんなふうにメンバーの入れかえやらいろいろしたんですよ。してきたんですよ。だから、その辺のことをきちんとせんと、やはり一円たりとも、税金が云々ということになれば、我々もやはり厳しい目でチェックする立場だからせざるを得んと思うんですよ。その辺の責めを負っているということの自覚を企業局は持ってほしいと要望しておきます。終わります。

**○有岡委員** 4ページの企業局の保安規程に係して幅広くお尋ねしたいと思いますのですが、10年に1回の精密点検工事だということですが、実は、台風12号で奈良とか和歌山ですとか、想定外の雨が降ったことによって、水力発電所が崩壊するような映像を見たんですけども、こういった保安規程の中にうたっているかどうかわかりませんが、そういった想定外の雨量が降ったことによって、水力発電所自体が、耐震上大丈夫なのか、そこ辺をチェックするような流れというのがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○相葉技監** 委員がおっしゃいますように、これまでも私どもの発電所につきましては、特に、祝子川水系なんですけれども、大崩山に何年か前に大雨が降りましたときに、上祝子発電所というのが、水没ではございませんが、水をかぶったことがございます。そういった事例に対しましては、その当時の、例えば、河川の水位とかいうのが把握できておりますので、壁の補強とか、いわゆるかさ上げとかしまして、災害に対しまして、それ以上に十分な余裕を持たせるような発電所側での対策をこれまではできております。

**○有岡委員** そういうふうに対策していらっしゃるということで、もう一つは、出資の中の、ちょっと教えていただきたいのは、財団法人のダム技術センターというのがございまして、260万ほど出資してあるんですけど、こういったところの関連は企業局としてはあるんでしょうか。それとも全く別の組織なのか、そこ辺の関連を教えていただけるとありがたいと思うんですが。

**○新穂経営企画監** 今、言われましたダム技術センターですか、それは県土整備部のほうが所管されているところだと思いますので、企業局

とは関係がございません。

**○有岡委員** ありがとうございます。また、こういったダム技術センター等の技術でですね、そういった災害対策の取り組みをやっていらっしゃるのかなというふうに理解したものですから、お尋ねしました。また、御指導ください。ありがとうございます。

**○河野委員長** 12時過ぎましたが、その他の報告、続けていきます。

それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

**○本田工務課長** それでは、発電所親子探検ツアーについて御報告いたします。委員会資料の最後のページでございますが、7ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所親子探検ツアーは、企業局の事業を県民にわかりやすく伝えるとともに、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電所の仕組みやダムの役割についての理解を深めまして、環境保全に対する意識の啓発に資することを目的として実施しているものであります。

2の実施概要にありますように、今年度の第2回目としまして、7月30日に石河内第一発電所において開催しまして、地元木城小学校から参加希望者を募り、49名参加していただきました。

発電所の見学では、職員の説明を熱心に聞いたり、水車が起動するときの大きな音に驚く子供たちが多く見られました。また、川原自然公園でのアユの放流では何回もアユの入ったバケツを受け取り、川に放流する子供たちの姿が見られ、好評のうちに終了することができました。

なお、今後のツアーの参考とするために、アンケート調査を行っており、その意見の一部を

紹介いたしますと、発電所は九州電力の施設とっていたのですが、企業局も水力発電を行っていることを知りましたという意見、また、電気のことや水力発電の仕組みを説明を聞き、大変勉強になりましたなどの声を寄せていただきました。

3のその他にありますように、今年度の第1回は、5月14日に岩瀬川発電所において実施しております。今後とも、企業局への理解を深めてもらいますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○河野委員長** その他の報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、その他何かありませんか。

**○中野委員** 企業局は、本来、電気をどうするかということですが、いわゆる原発事故がありました。そしてまた、そういう流れで、仙台の原子力発電所3号機を159万キロワットでしたかね、日本最大の今までにない規模のものをつくろうとしたんですが、できっこないですね。また、今の日本の原子力技術でこれを認めろたって認めるわけにはいかんと思うんですよ。何か技術がどんどん進歩して、それこそ絶対ということがあればでしょうけれども、今のレベルでは難しいなど、また、みんなも認めないと思うんですよ。

そういう中で今の産業を、あるいは今の我々の家庭を維持するためには、やはり電気は必要なんですよね。だから、今も水力はクリーンとかあったし、循環がどうかといろいろ言われましたが、だから、企業局が本来の電気事業、新規のことを含めて一生懸命してもらいたいと、

宮崎県の電気需要、自給率ということでしたかね、三十数パーセント、この前、本会議でどれかの質問に答弁がありました、そういう本来の、これからそういう全体の需給バランスが低くならんようなことでの取り組みというものを考えていらっしゃるのかどうかをお尋ねしたいと思います

**○濱砂企業局長** おっしゃるとおりでございます、何といたって私ども企業局にとりまして、電気事業は大黒柱でありまして、そもそも大正7年に県議会のほうから議決をいただきまして、県内の豊富な水資源を使って電気を起こして財政を潤すと、民生の安定を図るということがそもそものスタートでありまして、これはずっと未来永劫大事な事業だと思っています。

したがって、これまでずっとやってきて、今現在12の発電所でやっているわけでありまして、けれども、これから先は、大規模な水力発電所の開設とか、環境保全とかいろいろ問題がありましてできないと、また場所もないということでございます、やっぱり中小水力ですよ。今、祝子川で維持流量を使ってやっていますが、ああいうところをあちこち探しまして、あるいは農業用水とか、そこ辺も探しまして、地産地消ということがよく言われますが、エネルギーにおいてでも、地産地消だと、大規模集中型から小規模分散型というふうに思っております。したがって、可能性のあるところをどんどん調査しまして、採算が合えば積極的にやっていきたいというふうに考えております。

**○中野委員** ぜひ、積極的に取り組んでほしいと、宮崎県の電気は、企業局に任せろというような勢いで、ゴルフ場をちまちま経営するのは県がするのではなくて、やはり本来の企業局に戻ってやってほしいと思うんですよ。要望して

おきます。

**○濱砂企業局長** 話はわかるんですが、あれは電気と工水とゴルフやっていますけれども、電気は、九電に対し卸供給と、工水は細島の企業さんに直接やっていると、県民と直接つながる事業何もないんですよ。ゴルフ場がただ一つ県民の皆さんに直接サービスできる事業で、これは私たちにとりまして非常にある意味やりがいのある事業でございます、そこ辺の御理解はひとつどうかよろしくお願ひしたいと思います。

**○河野委員長** その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

---

午後1時7分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

**○渡辺教育長** 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、裏面の目次をごらんください。今回、御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」並びに議案第5号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」並びに議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の3件でございます。また、その他報告事項といたしまして、「宮崎県教育委員会の教

育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」など5件を説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります、右の1ページにあります表をごらんいただきたいと思ひます。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、5,205万4,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は1,117億5,745万9,000円となります。

内容につきましては、表の一番右の補正内容の欄に記載いたしております。内容といたしまして、「高等学校等生徒修学支援基金積立」「被災児童生徒就学支援事業」及び「県立農業高校防疫施設整備事業」の3件でありまして、東日本大震災に被災し、本県に避難しています幼児、児童、生徒の緊急的な就学等支援の実施に伴う補正、及び口蹄疫復興等への防疫対策に伴う補正であります。

私のほうからは以上であります、引き続き関係課、室長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○河野委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

今回は、補正予算案と条例改正案をそれぞれ上程しておりますけれども、補正予算案の一部は、条例改正を前提としておりますことから、まず初めに条例改正案から御説明申し上げたいと思ひます。恐れ入りますが、平成23年度9月定例県議会提出議案の23ページをお願いいたします。

議案第5号「宮崎県高等学校等生徒修学支援

基金条例の一部を改正する条例」でございます。詳細につきましては、常任委員会資料のほうで御説明したいと思ひますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

1の「改正理由」でございますけれども、国が東日本大震災の被災者支援のために被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を創設したのを受けまして、その要綱等に基づきまして、本県に避難してきた世帯のうち、経済的理由で就学等が困難な世帯の幼児、児童、生徒の緊急的な就学等支援を実施するため、基金条例の一部を改正するものでございます。

2の「改正の内容」につきましては、今回の特例交付金は既存の宮崎県高等学校等生徒修学支援基金に積み増すこととされておりますけれども、現在の条例では基金の対象、用途が限定されておりますことから、それらを拡大するため改正するものでございます。

3の「施行期日」につきましては、公布の日から施行することとなりますけれども、平成23年4月1日から適用することとしております。

続きまして、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」でございます。恐れ入りますが、歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、85ページをお願いいたします。

上から2行目の左から2列目、一般会計の補正額でございますが、今回の補正は、東日本大震災対策及び口蹄疫復興対策に伴う補正予算といたしまして、5,205万4,000円の増額をお願いするものでございます。補正後の一般会計の額は、同じ欄の右から3列目でございますけれども、70億3,553万9,000円となります。

1枚おめくりいただきまして、87ページをお

願いいたします。

上から5行目の(事項)「高等学校等生徒修学支援基金事業費」であります。補正額といたしまして、1,848万8,000円の増額をお願いしております。

内訳といたしましては、その下の行の(説明)にありますとおり、1といたしまして、基金積み立てに係る補正額が1,113万6,000円、2番といたしまして、新規事業 被災児童生徒就学支援事業に係る補正額が735万2,000円でございます。詳細につきましては、常任委員会資料にて御説明申し上げます。常任委員会資料の2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、高等学校等生徒修学支援基金積立でございます。1の「事業の目的」及び2の「事業の内容」でございますが、条例改正議案にて御説明いたしました国の特例交付金を既存の基金へ積み立てるものでございます。

次に、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

「新規事業 被災児童生徒就学支援事業」でございます。

1の「事業の目的」でございますが、今、説明いたしました基金を取り崩して各種の就学等支援事業を実施するものでございます。

2の「事業の内容」であります。①から④までの被災世帯の幼児、児童、生徒に係る就学支援のための事業を実施するものでございます。

以上が条例改正に係る補正でございます。

次に、恐れ入りますが、歳出予算説明資料の87ページにお戻りいただきたいと思います。

下から2行目の(事項)産業教育施設費でございます。補正額といたしましては、3,356万6,000円の増額をお願いしておりますけれど

も、これは下の説明1にありますとおり、「新規事業 県立農業高校防疫施設整備事業」でございます。こちら、詳細につきましては、常任委員会資料にて御説明いたします。常任委員会資料の4ページでございます。

1の「事業の目的」につきましては、家畜を飼育しております県立農業高校4校に、防疫上必要な施設・設備を整備いたしまして、口蹄疫等家畜伝染病ウイルスの侵入防止を図るものでございます。

2の「事業の内容」につきましては、まず、(1)の「更衣衛生施設の設置」でございますが、更衣室及び噴霧消毒シャワー室を備えました施設を設置するものでございます。

次に、(2)の「車両消毒設備の設置」でございますが、現在、人によります動力噴霧器での消毒を行っているところでございますが、自動による消毒装置を設置するものでございます。

(3)の「柵の設置」でございますが、高鍋農業高校及び都城農業高校におきまして、畜産エリアの人及び小動物の侵入を防ぐ柵を設置するものでございます。

なお、事業費の財源につきましては、全額を口蹄疫復興対策基金からと考えております。

財務福利課関係は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

**○武富特別支援教育室長** それでは、お手元の平成23年度9月定例県議会提出議案の29ページをお願いいたします。

議案第7号についてであります。これは指定管理者の指定手続の変更並びに県立特別支援学校の設置及び廃止につきまして、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正するものであります。恐れ入りますが、内容につきましては、お手元の常任委員会資料とあわせて御説明いた

したいと思いますので、常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

特別支援教育室からは1の(1)の新設県立特別支援学校に係る教育関係の公の施設の設置及び廃止について御説明いたします。

まず、①の改正理由であります。宮崎県特別支援学校総合整備計画に基づきまして、「県立延岡ととろ聴覚支援学校」「県立延岡わかあゆ支援学校」「県立延岡たいよう支援学校」を移転統合し、県立延岡西高等学校跡地に「県立延岡しろやま支援学校」を新設することに伴い所要の改正を行うものであります。この新設特別支援学校の名称につきましては、公募により、延岡市を初めとする県内外の皆様から93件の校名案をいただきまして、その中より選出した事務局案の中から、教育委員の皆様のお意見を踏まえて、「県立延岡しろやま支援学校」としたところであります。

次に、②の内容であります。アにありますように、「県立延岡しろやま支援学校」及びその分校となります「同高千穂校」を追加し、また、イにありますように、「県立延岡ととろ聴覚支援学校」「県立延岡わかあゆ支援学校」及びその分校であります「同高千穂校」「県立延岡たいよう支援学校」に関する部分を削除するものであります。

最後に、③の施行期日であります。「県立延岡しろやま支援学校」に関する部分につきましては、平成24年1月1日から施行し、「県立延岡しろやま支援学校」に関する以外の部分につきましては、平成24年4月1日から施行することとしております。

特別支援教育室に係る改正については以上でございます。

○田村スポーツ振興課長 続きまして、スポー

ツ振興課に係る改正について御説明をいたします。同じく資料の6ページをごらんください。

まず、(2)の非公募による指定管理者候補者選定を可能にする規定の追加についてでございます。

改正の理由は、①にありますように、現行条例では、指定管理者の募集はすべて公募により選定することとなっておりますが、指定管理者の倒産など万一の事態が生じた場合においても、公募手続をとることとした場合、公募手続の期間中、当該教育関係の公の施設が利用できなくなるおそれがありますことから、非公募による指定管理者候補者の選定を可能とするためでございます。

次に、②の改正の内容についてでございます。第4条、第5条、第5条の2に、非公募による候補者選定を可能とする規定を追加整備するものであります。

非公募によることができる場合とは、

ア 申請がなかったとき、または選定の結果、指定管理者候補者となるべき団体がなかったとき。

イ 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、または著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

ウ 指定管理者の指定を取り消したとき。

エ その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

となっております。

③の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

(3) 宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場の利用料金制の廃止についてであります。

改正の理由は、①にありますように、指定管

理を行っている宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場につきましては、現在は、指定管理者の収入となる利用料金制を採用しておりますが、6月の常任委員会で御報告を申し上げましたとおり、平成24年4月1日からの第三期指定においては、利用料金制を取りやめ、県の歳入となる使用料金制によることとするため、所要の改正を行うものでございます。

現在の利用料金制から使用料制への変更は、昨年度の口蹄疫の影響による施設閉鎖など、今後も自然災害や防疫に伴う突発的な施設閉鎖があり得ますことから、利用料金による収入見込み額の算出をあらかじめ行うことが困難であることや、県体育館では年間の稼働率が90%を超えており、指定管理者にとって、今後利用料金の収入を上げる余地が少なく、インセンティブ効果が余り期待できないこと、また、県総合運動公園は使用料制を採用しており、一体的管理を行うため、制度の統一を図る必要があることなどの理由によるものでございます。

次に、②の改正の内容についてであります、利用料金制をとることができる施設を掲げる別表第3から、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場に関する部分を削除するものであります。

③の施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行することとしております。

スポーツ振興課に係る改正については以上でございます。

**○河野委員長** 議案に対する執行部説明が終了しました。議案についての質疑はございませんか。

**○横田委員** 高等学校等生徒修学支援基金事業についてですが、これは今年度までで終わることですよね。それにあわせて、この支援

事業なんかも今年度いっぱい事業ということだと思うのですが、例えば、原発事故とか長期化することも十分考えられるわけですが、来年度以降の考え方といいますか、それをちょっとお聞かせいただきたい。

**○福永財務福利課長** おっしゃるとおりでございます、被災者の支援という意味からは、やっぱり継続してもらいたいなと思っております。

それから、もともとの生徒修学支援基金につきましては、平成21年度の特例交付金で措置されたものでございまして、経済的理由によりまして修学が困難となる高校生等に対して、育英資金を貸与する、奨学金を貸与するという事業でございまして、まだ現在も、今後も、家計の状況により修学が困難となる状況も考えられますので、当該基金の存続をぜひお願いしたいなということで、教育長連合会等を通しましても要望しているところでございます。

**○横田委員** わかりました。とりあえず今回の被災児童生徒就学支援事業というのは、来年度は今のところは考えていないということなんでしょうか。

**○福永財務福利課長** 確かにこの基金自体が来年の3月までということになっておりますので、この基金を使つての事業ということは、そのことでとまるわけですが、今1年生であるとしたら、来年2年、3年になります。その場合は継続して貸与するという状況が出てまいりますので、新しく原発とかということに対しては、今のところ、この基金は対応できない状況でございます。

**○横田委員** 直接この議案と離れてしまうかもしれませんが、この基金事業ですよね、これも今年度終わることなんですけど、県教育委員会としては、ぜひ来年度以降も続けてほし

いというような考えをお持ちなのかをちょっと確認させていただきたいと思います。

○福永財務福利課長 先ほど申しました理由等から、ぜひこの基金の存続をお願いしたいというふうに思っております。

○有岡委員 議案第5号からお尋ねしたいと思いますが、今お話があったように、基金条例という形で整備されるわけですが、これを事業を受ける対象者というのがどれぐらいいらっしゃるか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○福永財務福利課長 現在、被災地から幼稚園・小中学校・高等学校を含めまして50名転入しているところでございます。現在、当事業の認定状況につきましては、幼稚園就園支援事業が5名、それから、被災児童生徒就学支援事業が16名、奨学金貸与事業は今のところゼロでございます。計21名が対象となるというふうに考えております。

○有岡委員 そうしますと、21名ということで、また今後ふえてくる可能性もあるということで、継続したいということで了解しました。

次に、議案第7号をお尋ねしたいと思います。教育関係の公の施設の設置及び廃止ということで、24年4月1日で現在の聴覚支援とかわかあゆ、たいよう支援学校、これが廃止というんでしょうか、削除になるわけですがけれども、基本的な考え方として、この3施設のその後の利用、もしくは位置づけ、その点についてお尋ねしたいと思います。

○武富特別支援教育室長 3校の閉校後のことでございますが、これにつきましては、教育施設としては使用しないということが言われておりまして、現在、町内では活用しないということで、延岡市のほうに、使用についての計画は

ないか打診をしているところでございます。延岡市のほうからは今年度をかけて検討して、返事をいただけるというふうに伺っております。

○有岡委員 了解しました。またどのような利用となりますか、延岡市のほうでこういう実態、そういった事情がわかりましたら、また教えていただけるとありがたいと思います。

あと1点、次はスポーツ振興課の関係でお尋ねいたしますが、使用料金ということで体育館とライフル射撃競技場が移行するというのですが、この公金の管理規定みたいなものがある、私ども心配するのは、どこでお金を扱っているのか、その公金の取り扱いというのが大変気になるところですが、そこら辺の規定がもしありましたら、現に県の総合運動公園はそういった使用料制度になっているので、その兼ね合いというんですか、統一というのを再度確認させていただきたいと思います。

○田村スポーツ振興課長 利用料金につきましては、指定管理者のほうで収支はしておりますけれども、徴集しておりますが、それにつきましては、利用料金は指定管理者のほうに、使用料につきましては、そこから県の歳入ということで県のほうに上げるということになっております。

○有岡委員 細かく言いますと、使用申請の場所が、例えばライフル射撃競技場に行くと、そこで使用料を払って使うのか、その公金の取り扱いの公平というか、流れを教えてください。

○田村スポーツ振興課長 使用申し込みをしたときに、使用料につきましては納付していただくんですが、それは直ちに県のほうに入れるということになっております。

○安田総務課長 先ほど高等学校等の生徒の修

学支援基金についてのお尋ねでありましたけれども、直接ではないんですが、教育委員会はそのほかに緊急雇用創出事業の臨時特例基金等につきましても、例えば、今年度の新規事業で新規学卒未就職者のスキルアップ事業で、就労支援等でも活用しております、こういった件についても、現在、商工観光労働部を通じて、来年度以降の存続といたしますか、そういったものについても、要望をしております。補足で御説明いたしました。

○河野委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○安田総務課長 委員会資料の8ページをお願いいたします。

「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」でございます。

まず、第1にありますが、この点検・評価を行う根拠法令であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされているものでありまして、教育委員会では毎年点検・評価を行い、常任委員会に提出させていただいております。

次に、第2の点検・評価の対象でありますけれども、本県の総合計画「新みやざき創造計画」におきます創造戦略のうちから、教育委員会は所管する各施策の22年度の実績について点検・評価を行うものであります。下の表1に戦略全体の体系を示しておりますけれども、このうち、上のほうに丸をつけております。丸印がつけました戦略1-1、戦略1-2及び戦略1-3が

教育委員会が所管するものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。点検評価を行う施策について具体的に示しております。

一番上、戦略1-1「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」では、①の「学校支援ボランティアやコミュニティ・スクール等、地域の人材を活用した取り組みの推進」と、②の「いじめ等悩みを抱える児童・生徒の相談窓口の充実」の重点項目でございます。同様に、戦略1-2「学力・スポーツレベルの向上」では①から④まで、戦略1-3「視野の広い人材の育成・輩出」には①から③の重点項目がありまして、これらについてそれぞれ点検・評価を行うものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

第3の点検・評価の方法についてであります。

1に示しておりますけれども、点検・評価の統一性、客観性を確保するために、県庁全体で取り組んでおります「宮崎県政策評価システム」を活用し、外部評価委員からの意見も踏まえながら、点検・評価を行っております。

(1)にありますが、評価に当たっては、進捗と成果の2つの観点から、(2)の評価の基準にありますとおり、それぞれA、B、Cの3段階の評価を行っております。

次に、第4の「点検・評価の議会への提出及び県民への公表」であります。本日、常任委員会に報告させていただきました後、県のホームページで公表したいというふうに考えております。

以上、点検・評価の方法について概略を説明させていただきました。本日は、この点検・評価につきまして、お手元に別添で2つの資料をお配りいたしております。資料2は、取り組み

ごとに評価をまとめていたものでございますけれども、本日は、資料1のほう、総括表がございますので、この資料1で説明をさせていただきますというふうに考えております。

それでは、資料1の表紙から2枚めくっていただきまして、ここが1ページということになっておりますが、1ページをお開きいただきたいと思います。横になっていますが、このページの上から2行目、枝戦略「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」についてであります。

初めに、1の「枝戦略の概要」でございますが、「本県の子どもたちの健やかな成長を目指し、学校支援ボランティアなどの地域人材を積極的に活用することによって、悩みを抱える子どもたちへの支援に努めるとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ること」を目標としております。この枝戦略の基本指標は、2の基本指標の達成状況にありますとおり、「公立小・中・高等学校における不登校児童・生徒数」とし、現況値であります平成17年度の不登校児童生徒数1,259人から、平成22年度までに100人の減を目標として取り組んでまいりました。平成21年度の実績につきましては、1,249人、平成17年度と比べますと10人の減であります。なお、外部評価委員で構成されます戦略評価委員会が8月初旬に開催され、その後に、平成22年度のデータが公表されましたことから、平成22年度の実績、1,254人は括弧書きで示させていただいております。

次に3の「重点項目の進捗状況等」でございますが、まず①の「学校支援ボランティア等、地域の人材を活用した取組の推進」についてであります。

(進捗)の1つ目の丸にありますように、「学校支援地域本部事業」の拡充や、3つ目の丸に

あります、企業の持つ専門性や人材などを活用するシステムを構築するなど、地域全体で学校を支援するための体制の整備・拡充に努めてまいりました。このように、おおむね工程表どおり進んでおりますけれども、「学校支援地域本部事業」が県内すべての市町村にまだまだ設置されていないことなどから、一部に目標が達成できていないということで、進捗評価は「B」といたしました。

次に、(成果)につきましては、1つ目の丸にありますように、「学校支援ボランティアの登録者数」も順調に伸びておりまして、また、2つ目の丸、教科指導等に参加した地域の方々の数が2万人を超えるなど、地域人材を活用した取組みの拡充が図られました。

しかしながら、1ページの下の方の黒三角にありますように、昨年度は、口蹄疫の発生等によりまして学校の教育活動等が制限され、学校支援活動に参加するボランティアの人数が目標値を下回ったことなどから、成果評価は「B」といたしました。

次に、2ページになりますけれども、②「いじめ等を抱える児童生徒の相談窓口の充実」についてであります。

(進捗)の2つ目の丸、ネットいじめ対策推進事業の一環として開催いたしました研修会への参加者数は目標に達することができました。

また、3つ目の丸になりますけれども、昨年の口蹄疫の発生に対しましては、いじめ等の発生も懸念されましたことから、カウンセリング体制の充実、あるいは人権に関する指導の徹底に取り組んだところであります。このような取組みにより、進捗評価は「A」といたしました。

(成果)につきましては、1つ目の丸にあり

ますように、スクールカウンセラー等の配置や教職員研修の充実によりまして、学校における教育相談体制の整備が図られたことから、いじめの認知件数が大幅に減少いたしました。

しかしながら、下のほうの黒三角にありますように、不登校児童生徒数につきましては、全国に比べますと非常に低い水準とはなっておりますけれども、4年間で100名減らすという目標を達成することができなかったことから、成果評価につきましては「B」といたしました。なお、外部評価委員からの意見を4に掲げております。

枝戦略1-1につきましては以上でございます。

**○長濱学校政策課長** 次に、3ページをごらんください。

戦略1-2「学力・スポーツレベルの向上」について御報告いたします。

初めに、1の「枝戦略の概要」であります、「本県の子どもたちの学力・競技力の向上を図るため、少人数学級等の実施による、きめ細かな学習指導の充実や、幼保・小・中・高・大の連携による教育、強化指定校等による教育の推進に努めますとともに、教職員の研修の充実を図ることにより、本県教育水準の一層の向上に努める」こととしております。

次に、2の「基本指標の達成状況」についてであります。

まず、「全国学力・学習状況調査の結果」につきましては、平成22年度の目標値を全国平均以上と設定しております。小学校では、平成19年度と20年度は、教科合計が全国平均を上回り目標を達成し、平成21年度と22年度については、教科合計でほぼ全国平均程度でありました。中学校につきましては、4年間、教科合計が全国

平均を上回り、指標を達成しております。

次に、もう一つの指標として掲げております「公立学校の全児童生徒に対する体力テストで、全国平均値を上回った項目の割合」についてであります。

平成22年度の目標値を65%と設定しているところではありますが、実績としましては52.5%であり、目標値には達しておりません。しかしながら、平成19年度から平成21年度は50%台を維持するという目標の考え方につきましては、達成しております。

次に、3の「重点項目の進捗状況等」についてであります。

まず、①の「少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導・生徒指導」につきましては、（進捗）の1つ目の丸にありますように、小学校1、2年生において30人以下の、中学校1年生において35人以下の少人数学級を実施いたしました。その結果、（成果）にありますように、小学校1、2年生の少人数学級では、欠席日数の減少などの効果が見られ、中学校1年生では生徒指導や学力向上に効果が見られたことから、今回、進捗評価、成果評価とも「A」といたしました。

4ページをごらんください。

②の「幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進」についてであります。

（進捗）の1つ目の丸にありますように、幼保・小・中・高・大の連携による教育につきましては、おおむね行程表どおり進めることができましたが、黒三角にありますように、中高一貫教育につきましては、授業研究等に取り組んだ中・高校の学校数が、前年度の数值よりも低下いたしました。

成果につきましては、下のほうにある（成果）

の2つ目の丸にありますように、小中高及び中高連携につきましては、県内ほぼすべての地域で実施されており、各地域ごとに実態に応じた取り組みが推進されております。

しかしながら、下の黒三角にありますように、全国学力・学習状況調査の結果において、小学校で平成22年度に、国語・算数ともに、活用に関するB問題について、全国平均を下回ったことなどから、次の5ページにありますように、進捗評価・成果評価とも「B」といたしました。

次に、③の「教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」についてであります。

(進捗)の1つ目の丸にありますように、平成19年度から4年間で、教員延べ197名を企業や大学等に派遣するとともに、教職員のキャリアに応じた研修を体系的・計画的に実施することができましたことから、進捗評価は「A」といたしました。

(成果)につきましては、教員の学校経営の参画意識が高まったり、2つ目の丸にあります「宮崎授業力リーダー養成塾」においては、若手教員の専門性の向上につながったということもあります。

しかしながら、黒三角にありますように、基本指標である全国学力・学習状況調査結果の一部課題があり、今後、さまざまな観点からの研修プログラムの充実に努め、さらに教員の資質向上につなげていく必要があることから、成果評価は「B」といたしました。

次に、④の「強化指定校による学力・競技力の充実・強化」についてであります。

学力向上につきましては、(進捗)の1つ目の丸にありますように、小・中学校におきましては、「学校改善支援プラン」を作成し、各学校で検証改善サイクルの確立に努めることができま

した。また、2つ目の丸にありますように、競技力の充実・強化につきましては、中学校と高校の連携を深めた指導体制や、運動部活動への地域指導者の協力体制の整備を図る取り組みなどにより、進捗評価は「A」といたしました。

(成果)としましては、1つ目の丸にありますように、学力向上につきましては、小中学校では授業がわかる児童生徒の割合が高くなっております。また、6ページの下丸にありますように、競技力向上につきましては、国民体育大会の総合成績でおおむね横ばいではありますが、全国高等学校体育大会では、平成19年度以降、30種目以上の入賞を果たしております。しかしながら、黒三角にありますように、全国学力・学習状況調査では、小学校で平成21年度、22年度は、一部が全国平均以上とならなかったこと、体力テストで全国平均値を上回った項目の割合が平成22年度の目標値である65%に至らなかったことから、成果評価は「B」といたしました。

なお、外部評価委員からは、4にありますような御意見をいただいております。

枝戦略1-2につきましては、以上でございます。

**○津曲生涯学習課長** 次に、枝戦略1-3「視野の広い人財の育成・輩出」について御説明いたします。「資料1」の7ページでございます。

初めに、「枝戦略の概要」であります。明日の宮崎を創出することができる「有為な人材」育成のため、若者のチャレンジ支援や生涯学習、生涯スポーツのための環境整備、あわせてそれぞれの分野で「秀でた人材育成」を図ろうとするものでございます。

次に、2の枝戦略の基本指標は、「インターシップや地域人材を活用した教育を行う県立学校の数」とし、22年度での目標を「全校実施」

として取り組んだ結果、20年度から「すべての学校」で実施することができ、指標を達成しております。

次に、3の「重点項目の進捗状況等」でございます。

まず、①の「意欲ある学生へのチャレンジ機会の提供」についてであります。

(進捗)の1つ目の丸、すべての県立学校でさまざまな職業を体験するインターンシップ事業や、地域人材を活用した教育活動を実施することができました。

次に、(成果)であります。

2つ目の丸、高校卒業者の就職決定率は、22年度は、97.2%と18年度と比較しましても増加し、全国平均を上回る成果を上げることができました。

一方、次の黒三角「高校生の留学者数」であります。高校生の3カ月以上の留学者、22年は5人ございました。これらのことから、重点事項①の評価は、左側の欄にありますように、進捗が「A」、成果は「B」といたしました。

次に8ページになります。

②の「生涯学習」「生涯スポーツ」の更なる推進についてであります。

まず、(進捗)ですが、生涯学習につきましては、市町村、各種団体、あるいは大学等の連携を初め、県ホームページのシステム更新など、順調に進んでおります。

一方、4つ目の項目になりますが、黒三角がございます。生涯スポーツの推進では、「総合型地域スポーツクラブのマネージャー養成数」や「県立学校の体育施設開放」では、目標を若干下回りましたものの、事業自体はおおむね順調に進んでおります。

次に、(成果)の1つ目の丸、生涯学習ホーム

ページ「みやぎき学び応援ネット」は、多様化する県民ニーズにこたえられるようシステムを一新した結果、アクセス数が大幅に伸び、県民の皆様への情報提供に大きな効果があったと考えております。

一方、その段の一番下、黒三角の項目ですが、県民意識調査におきまして、「週1回以上スポーツをしている」と回答をされた県民の割合が、ごらんとおり、0.2ポイント低下しております。これらのことから、この②の評価は、左側をごらんいただきますと、進捗が「B」、成果は「B」といたしました。

次に、③の「文化、芸術・スポーツ等で秀でた人材の輩出強化」でございます。

(進捗)の欄、1つ目の丸ですが、県内各地に伝承されております民俗芸能の保存団体等に助成を行い、伝承活動等への意欲向上に努めたところであります。

(成果)につきましては、次のページをおめくりください。9ページ一番上になります。昨年8月に開催いたしました「第34回全国高等学校総合文化祭」では、国内外から約2万人の高校生等が来県し、口蹄疫で落ち込んでいましたわたし宮崎県民にすばらしい感動と元気をいただき、本県復興への大きな弾みとなったと考えております。

一方、次の黒三角の項でございますが、「トップアスリート」の育成につきましては、高校総体で入賞種目数は、ごらんとおり、一定の成果を上げることができましたが、全国レベルで安定して活躍できる人材の育成までは至っていないことから、この③の評価は、左側にありますように、進捗が「A」、成果は「B」といたしました。

最後に、外部評価委員からは、4にあります

ような御意見をいただいております。

戦略1-3の説明は以上であります。

○安田総務課長 委員会資料のほうにお戻りをいただきまして、委員会資料の11ページをお願いいたします。

「宮城県山元町における夏休み学校サポート活動」について御報告をいたします。

1の「活動の概要」にありますように、この活動は、東日本大震災により大きな被害を受けた宮城県山元町の小中学校へ本県の教員等を夏季休業期間を利用して一定期間派遣し、授業等の教育活動をサポートすることにより、学校教育の面から被災地の復興支援を行うものでありますけれども、このたび、同活動が終了いたしましたので、その状況について御報告をいたします。

2の「活動の実績」をごらんいただきたいと思います。

今回のサポート活動におきましては、(1)にあります派遣希望のあった山元町内の4つの小中学校におきまして、(2)の、7月23日から8月12日までの約3週間にわたり、(3)のように、県内全市町村教育委員会から推薦のありました教員等36名を派遣し、(4)にあります、学習指導あるいは図書室の整備など、現地の学校が必要とするさまざまな教育的支援活動を行いました。

12ページをお願いしたいと思います。これは活動実績の詳細を学校ごとに一覧表にしたものでございますけれども、ごらんのように、学校ごとに支援が必要とする期間、あるいは内容が異なっておりましたものですから、活動に当たりましては、そうした相手方のニーズに沿うよう留意したところでございます。

恐れ入りますが、もう一度11ページにお戻り

ください。

3の「活動の成果」でございます。

学習面におきましては、(1)にありますように、現地の児童生徒に授業等の学習指導の支援を行うことにより、震災により1学期の始まりが遅くなりましたことなどから、学習の進度的なおくれの解消や、基礎学力の定着を進めることができたというふうに考えております。

また、学習面以外におきましても、(2)にありますように、図書室の整備や支援物資として届いた学用品を子供たちに配付するための仕分けなど、現地の学校のさまざまな支援ニーズに積極的にこたえることにより、学校の教育環境の向上や現地教員の事務負担の軽減などにつながったものと考えております。こうした派遣者の活動ぶりは、山元町の教育長、あるいは派遣先の校長にも高く評価をしていただき、感謝していただいたところでございます。

さらに、(3)にありますように、すべての派遣者は、津波の被害を受けた学校を視察したり、あるいは校長から被災体験や避難所運営の話を知ったりする機会を得ましたが、こうした体験を通して、災害発生時における児童生徒の安全確保や避難所となった学校における対応など、学校の防災体制や防災教育のあり方について認識を新たにすることができたことは、大きな成果であったと考えております。

最後に、4の「本県教育への波及効果」でございますけれども、県内全26市町村から派遣された教員が、それぞれの市町村においても、その成果を広く伝えていただくことはもとより、防災研修会の開催や防災マニュアルの見直しなど、学校における防災教育の中核的な役割を担っていただけるものと期待しているところでございます。

また、県教育委員会では、今回のサポート活動の成果を本県教育に生かすために、下の米印のところがございますが、この9月2日に、市町村教育長等を対象にした活動報告会を実施いたしましたほか、来る10月31日には、山元町の被災した学校の校長2名を講師に招き、教職員等を対象とした防災研修会を開催することといたしております。

こうした取り組みを通しまして、今後とも、学校の防災体制や防災教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○長濱学校政策課長** 資料13ページをごらんください。

8月3日から8月7日を主として開催されました「第35回全国高等学校総合文化祭福島大会」の結果について御報告いたします。

初めに、本大会は震災等の影響から一部開催を見送る部門もありました。また、作品審査のみとなった部門もありましたが、本県からは出場権のある部門、総合開会式等に217名が参加し、作品出品を含めた総参加人数は236名となっております。

本県の生徒は、昨年、口蹄疫禍にあった宮崎大会が無事開催できたことへの感謝の気持ちと震災復興の願いを強く持って本大会に臨みました。

また、開催見送りとなった吹奏楽部門の現地公開収録会には、全国で唯一本県合同吹奏楽チームが参加しております。

本大会では、書道部門において、最高賞である奨励賞に1名、また特別賞に1名、計2名の入賞があったとともに、本県の高校生が心を一つにして復興へのエールを送り、福島県に元氣と勇気を届けることができたものと確信しております。以上でございます。

**○田村スポーツ振興課長** スポーツ振興課でございます。委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、北東北ブロックで開催されました全国高等学校総合体育大会の結果についてでございます。

団体の部では、男子バスケットボールの延岡学園高校、男子ハンドボールの小林秀峰高校、カヌー女子総合で宮崎商業高校の優勝を初め、全体で8競技8種目が入賞を果たしました。

個人につきましては、宮崎北高校の山本大介君が陸上競技男子400メートルで、同じく宮崎北高校の小久保遥奈さんが陸上競技女子200メートルで、また、宮崎商業高校の山田樹さんが柔道女子48キロ級で、同じく宮崎商業高校の高橋実季さん、竹本智春さんがカヌー女子カヤックペア（500メートル）で見事優勝に輝きました。全体で見ますと、カヌー競技の8種目、陸上競技の6種目など、8競技延べ26種目で入賞を果たしております。

下の表のベスト8以上入賞者数及び団体数の右側にありますように、平成23年度は、団体・個人合わせて34種目の入賞となりまして、昨年を上回る結果となりました。また、団体の優勝数につきましても、3年ぶりに、過去最も成績のよかった平成20年度に並ぶ3つの優勝を果たすなど、本県高校生の活躍が光ったところがございます。

次に、全国中学校体育大会の結果についてでございます。資料の15ページをお願いいたします。

団体の結果につきましては、男子卓球の五十市中学校が第5位入賞を果たしております。

個人では、柔道男子81キログラム級で久峰中学校の青木雅道君の優勝を初め、全体では4競

技5種目で入賞を果たしております。

過去の成績と比較いたしますと、団体競技での入賞が少なかったものの、個人競技と合わせますと、平成20、21年度と同じ6種目の入賞となっております。

以上のように、本年度も、高等学校、中学校ともに、各学校の指導者の熱心な指導と生徒たちの頑張りによりまして、全体的によく健闘してくれたものと考えております。また、県の施策である競技力向上推進校の指定、トップアスリート事業、チャンレンジマッチ事業など、本県の少年競技力向上への対策が着実に実を結んできている成果だとも受けとめております。今後さらに、少年競技力の向上と各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。その他の報告事項についての質疑はございませんか。

**○外山委員** この点検評価のことですけれども、すべて重要なことなんです、戦略1-2の③教職員全般の「幅広い社会性」の向上、これが一番今、もしかしたら学校であるとか保護者との間で欠けている部分がこれかもしれないと思うのです。一番難しいことだけれども、もちろん職員に限らず、保護者にもこれは欠けているんですよ。保護者のほうにも幅広い社会性を欠いた人がふえた今現在になっていますよね。だから、全般大事なんですけど、特に③、ここにはさらに深く踏み込んでやってもらえたらと、そうすれば教育環境も変わるんじゃないかと思うのですけれども、特にこれはお答えは要りません、要望ですから。僕はそう感じました。

その関連でもって、この評価の進捗評価はA、B、C、わかるのですが、成果評価の基準、こ

れは僕の考えはAとCだけでいいような気がするんですが、なぜ上が3つだから3つ、微妙でしょう、これ。進捗評価の基準はよくわかるんですよ、読んでいくと。成果評価はできたかできないかのほうがわかりいいと思うのですが、いかがでしょう。

**○安田総務課長** この基準につきましては、教育委員会独自のものではなくて、県の政策評価の基準でやっていますので、こういう評価になっております。よろしくお願ひいたします。

**○横田委員** 同じく点検評価についてですけど、進捗評価でA、成果評価でBというのが結構目につくんですが、事業として達成できたというのは非常にいいことだと思うんですけど、それに伴って成果がついてこない、余り意味がなくなると思うのです。それで、何でその成果が上がらなかったのかの検証が非常に大事だと思うのですが、例えば、いじめ等の悩みを抱える児童生徒の相談窓口の充実、それで、不登校児童生徒数が減らなかったと書いてありますけど、確かに4年間で100名の目標が10名しか減っていないということで、その理由とといいますか原因、そこらあたりはどんなふうに検証されているのでしょうか。

**○中野学校支援監** 議員御指摘の不登校、なぜそれが減っていかないのかということなんです、ある学校では、例えば10分の電話よりも1分の家庭訪問だというふうなことで、本当に真摯な対応をしているんですけども、その不登校に陥る要因が非常に複雑になってきております。そういう意味で、例えば家庭の経済状況に係る子供に直接関係のないものもございまして、学校の努力だけではなかなかこれが立ち行かない。そういう状況から、本県としては、ここにありますように、発生率として、例えば小学校

で全国的に一番低い、あるいは中学校で全国から2番目に低いという状況にあるんですけど、なかなかこの100名という基準そのものが非常に高いハードルである。ただこれは目指したいという気持ちで設定しているものでございます。以上でございます。

**○横田委員** 確かに非常に難しい要因がたくさんあるんだろうなと思います。これでも全国で極めて低い水準ということで、常日ごろいかに頑張っておられるのかがよく理解できるというふうに考えます。そのほかのA項目がB項目になっているというところも、ぜひいろんな角度から検証していただいて、できるだけAに近づけるように頑張りたいと思います。以上です。

**○有岡委員** 今、横田委員の質問に関連しているんですけども、外部評価委員の、いじめというんでしょうか、不登校の問題に対して、年間30日以上休んでいるという一つの目安があるんですけども、対策をする中では、例えば4日、5日で学校に復帰する場合もあるわけですね。ですから、そういった成功例というんでしょうか、実際私ども子供を育てる中で、いじめをしたということで、4～5日学校を休ませて、一緒に触れ合って、「学校に行こうよ」ということで呼びかけをしたことがありました。ですから、30日ということが目安であっても、即対応して復帰できるような、そこら辺の事例をもっと周知していくことが大事だと思いますし、家を出ても学校に行っていないとか、いろんなパターンがあって、気づいたのが遅いというようなことではなくて、即対応できる、今おっしゃった家庭訪問をするというふうな取り組みの早さというのが問われていくと思うのです。そこ辺の事例がもし、せっかくこういった外部評価委員

の意見があるようですので、そこら辺も、不登校という位置づけではなくて、その前の段階で予備群としていらっしゃる、その人をどうするかというテーマで取り組まれると、またいいきっかけが出てくるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○中野学校支援監** まさに議員御指摘のとおりだと思います。議員のこれまでの御経験から出てきた非常に重いお言葉だというふうに考えております。成功事例といっちはあれなんですけど、この不登校児童生徒というのは、特定されずに、だれにも起こり得るそういう状況にあります。例えば、授業の中で失敗をして、周りから笑われてしまって、それがなかなか学級に入らない、そういうきっかけになってしまったり、そういうときには、議員おっしゃるように、学級担任がつぶさにその子供と対話をする、その子供の思いというものをしっかり聞くというふうなことで、その不登校というものが、本当にすぐにと言ったら語弊がありますが、解消した事例というのは小学校、中学校ともたくさんございます。

**○有岡委員** ぜひそういった情報を、また先生方にも伝えると、いい結果が出るんじゃないかと思っておりますので、ぜひ努力いただければと思っております。また、資料1の4ページについて、ちょっとお尋ねというんでしょうか、提案したいと思いますが、一番下のほうに三角がついてまして、活用に関するB問題に関しては、全校平均を下回ったということで、以前も申し上げたかと思うのですが、やはり読解力あたりの力をどうつけるかということで、読書とか新聞を活用した勉強、こういったことを学校によってやっているようですけど、そのような読書推進とか、そういった現在の実態を教えてください

たいと思います。

**○中野学校支援監** 今、議員の言葉にございましたように、言語活動をもっと充実させていこうと、その中で、例えば読解力であるとか、読書であるとかいうふうなことで、全県的な取り組みをしているところでございますが、本県の課題、弱点として活用する力という部分で、例えば前回、この委員会の中でも申し上げましたけれども、平方四辺形の面積は求められるのに、それが公園の形となったり、あるいは基準値が非常に大きくなってくると、子供たちが正答を出すために非常に苦慮するというふうな場面が多々ございます。今、教育委員会の中では、県内、国立の附属小学校・中学校等々も一体となりながら、活用に係る授業研究というふうなもの、それから文部科学省より直接調査官等においでいただいて、問題作成に携わった方より、このような意図でつくっていると、このような授業改善が必要だというふうなことの提言等を受けまして、今まさに活用する力というものに特化するわけじゃないんですけど、それを中心とした取り組みというものを展開しているところでございます。以上でございます。

**○有岡委員** 子供が現にいるもんですから、大変細かく聞いてしまいますが、総務課のほうにお尋ねしたいと思います。山元町のほうから校長先生を招聘して研修会をするということで予定を伺いましたが、どのような規模で、どこでやられるのか、参考に教えていただきたいと思いますが、もしわかっていれば。

**○中野学校支援監** お答えしたいと思います。タイトルですけれども、「災害から子供たちを守るための学校づくり研修会 東日本大震災の教訓に学ぶ」といたしまして、規模でございませけれども、教育委員会あるいは市町村教育委員

会関係職員、各学校職員、管理職並びに担当職員2名以内、あるいはその他学校関係者というふうなことで、恐らく大きな1,000人、1,800人というふうな規模でのものを想定して、宮崎市民文化ホール、大ホールというふうな会場で行うということにしております。なお、議員の皆様、各会派にも、この後、その案内をお届けしたいというふうに思っておりまして、そういう意味からは、まず講話の中で、1つ目ですが、先ほど総務課長からありましたように、3階屋上に避難をして、子供たちの命を無事救ったという中浜小学校の校長先生、それから、避難所になって懸命な運営をされた坂元中学校の校長先生、このお二方より御講話等をいただきまして、そして、危機意識を持った、そういう防災というものに対応できるような、そういう研修会にしていきたいというふうに考えているところでございます。大変失礼しました。

**○有岡委員** ぜひ実のある研修になると思うのですが、もし学校側が人数に枠がありましたら、PTAにも声をかけていただけると、保護者も大変関心のある項目ですので、人数が1,800人という枠に入り切れませんでしたら、またぜひ案内の項目につけ加えていただければありがたいと思います。

それと、続きまして、トップアスリート事業関係の話がありましたので、全国中学校体育大会の結果に関連してお尋ねしたいと思います。今、競技者なり指導者の中で一つ、悩ましい部分としては、トップアスリート事業あたりやっただきながら、合同で練習したりするんですけども、現場においては、外部指導者あたりがもっともっと充実すると、安定した小中高連携した指導体制ができるんじゃないかなというふうによく言われてまして、特に中学部門で

先生方の短い期間の異動の中では途切れてしまうという話を聞きまして、この外部指導者の実態と、これからの展望としては、もっともっと地域で育てるという意味で外部指導者をふやす仕組みが必要じゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○田村スポーツ振興課長** 今、委員言われましたとおり、児童生徒につきましては、やっぱり地域一体となって育てていくということが非常に大事だというふうに思っております。議会の答弁でも教育長のほうからお答えしていただいたんですが、現在、中学校における外部指導者が377名。この377名といいますのは、大会等でベンチ入りできる登録者の人数でございます。恐らくこの人数以上に学校にかかわっていただいている地域の指導者の方々というはおられるというふうに思っております。さらに、地域等に呼びかけながら、協力体制を推進していく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

**○有岡委員** 外部指導者の中でもめるとすれば、学校の先生方と外部指導者のトラブルが大きなネックだと思うのですけれども、それを含めて、管理職の校長先生たちの理解度が求められていると思うんですね。ですから、校長先生あたり、教頭先生も含めて、そこら辺の意思の疎通を、スポーツ振興という一つのテーマでやられると、まだまだ外部の指導者がふえてくる要因があるのかなというふうに思いますので、またぜひ校長先生あたりのまた理解をいただけると、可能性がまたふえるなど思っておりますので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。要望です。

**○井上委員** 先ほどちょっと外山委員からも出たんですけれども、「教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」のところですけど

も、これは教職員の社会性の向上というのがちょっとわからないところもあるんですけども、これまで教職員の人材育成プランに沿って研修を行ってきて、企業や大学等に研修派遣したと。平成19年から4年間で、教員延べ197名と。資料を見ますと、行っている先が企業が宮崎県のソフトウェアセンター、大学は宮崎大学になっているんですけれども、これについての考え方というんですか、そこに限っているというのは何か意味があるんですか。

**○中野学校支援監** 教職員の社会性の向上というふうな点でございますけれども、大学のほうといいますのは、そこの成果でございますように、例えば生徒指導の対応能力であるとか、あるいは学習指導の中で専門的にこのような部分を高めなきゃいけないだとかいう意味での研修の派遣でございます。社会性というふうなことで申し上げますと、例えば、初任者研修あるいは初任者が終わりました、1年目、2年目というように、やっぱり社会性を身につけていく研修をしたり、あるいは長期研修としてリーダー養成のために2週間の企業体験研修というふうなものを位置づけながら、キャリアに応じたそういう社会性と言われるものを身につけるように取り組んでいるところでございます。

**○井上委員** 宮崎のソフトウェアセンターと宮崎大学2校に固定したみたいな書き方だけど、それは理由は何ですか。

**○飛田次長（教育政策担当）** 資料編の13ページ、14ページをおあけください。例えば、13ページの下から2番目の丸に書いてありますが、初任者研修で3日間の社会福祉施設等における体験研修、それからトップ・ミドルリーダー研修で2週間の企業研修をするというようなことをやっておりますし、また、それぞれの学校での

日常の中での取り組みというのが教員の社会性を高めるということを校長がどれだけ意識しているか。例えば、保護者との触れ合いがどうであるかとか、先ほど外山議員からも御指摘がありました。例えば、アシスト企業という事業を今展開しておりますが、その企業から学校へ来ていただいて、いろんなことをやる。あるいは、子供たちのために職業講話をやる。これとか、あるいはまたインターンシップをやったり、求人開拓をやる、そういうのは全部子供たちに対する指導であると同時に、教員の社会性を広げるんだというようなことを校長が意識しているか、そこあたりを意識しながら職員に指導しているかというようなことで、いろんな機会があると思います。また、さらに加えて言えば、毎日ニュースを見て、新聞を見て、いろんな経済状況とか社会情勢を考えていくか、いろんなことがありますので、そういうようなトータルで物考えるようなことを、今後とも我々は強く指導していきたいと思っております。以上でございます。

**○長濱学校政策課長** 補足をさせていただきます。ここに出ておりますのは、一つの例として挙げておまして、例えば企業でございますと、県ソフトウェアセンターが出ておりますけれども、工業技術センターあるいは南日本酪農協同株式会社とか、あるいは農業法人でありましたり、その他いろんな企業に派遣しているところでございます。なお、大学も宮崎大学だけではございませんで、国立の特別支援教育総合研究所等にも派遣しているところでございます。以上でございます。

**○井上委員** ありがとうございます。これはやっぱり特記してという形について書かれているというふうに理解していいんですね。じゃ、

ぜひそういうふうやって……。壇上でも私は今回一般質問しましたので、サマーセミナーとか行って見て、宮崎県の教職員の方の豊富さというのを改めて認識をさせられたんですけども、逆に言えば、そういうのがもみ合うと言ったらおかしいんですけど、先生間の交流等、あれとがもうちょっとうまく発揮できないもののかなというのがすごく気になった次第です。特記していい先生、確かにスーパーティーチャーと支援員の先生とか、57名とか言っておられましたが、そういう方たちとか確かにいらっしゃるんですけども、全体的な中で個性を発揮しながら授業に臨めて、生徒との連携といたしておかしいけれども、キャッチボールがちゃんとできるような指導力が発揮できるというのになんていうのが、正直申し上げて、宮崎だけに別に集中して、親が来なくても、地域で学ぶことのできる一番の理由は、いい先生たちにめぐり合うことではないのかなというふうに逆に思うんですよね。ですから、ちょっと本当に選ばれた先生方もいらっしゃるけれども、総体的にどうやって力を合わせていくのか、今のよう取り組みをし始めたら東大に行く人がふえてとか、そういうことだけではないものを何か私たちもつかみ切れると、宮崎県の総体的な学力が上がっていくのではないだろうかなと思います。先日の高校生クイズを見ていると、大宮高校の子たちが24位とかで、何となく、あ、すげえとか思ったり、そして、出てくる問題が、あれが本当に高校生クイズの問題なのかどうかも私もちよっと理解できないような、開成高校が1位だったんですけど。だから、そのことだけをみんな望んでいるわけではないので、そういう意味で言うと、私は本当に久しぶり興奮したというか、そういう感じで見た教職員の方の姿を見るなら、

もっと県内でもみ合うことがなぜできないのか、あれがごしゃごしゃと先生方が力をお互いが発揮できるようなみ合いができないのか。だれかほかの力ばかりをかりないで、お互い持っている力で何かやると、大きな力になるのではないかという、そこに金をちょっと注いだほうがいいのではないか。先生たちのみずからの力が発揮できるような、何かそういうものはないのかというのがちょっと気になった次第なんですよね。

**○長濱学校政策課長** 議員の御提言のとおりだと思いますが、実は、やはり何といたっても教職員の資質向上を図るためには、どうしても研修を一つの柱にするということで、この学力アップ支援事業についても、結局生徒への事業をもちろんするというところもあるんですけども、先生方同士の研修を深めるという意味で、全学校の教職員の参加を呼びかけておまして、100数十名が参加しております。それからまた、支援教員の授業を各学校で公開いたしまして、これまた全学校に呼びかけて、毎年150名ずつ参加しております。そうすると、この教科指導だけで合計250人、1年間で研修を受けることになります。それが約5教科で1,000名ぐらい本県はあります。そうすると、4年で大体全員行き渡るというふうに考えております。あと、外に出るの研修もそうなんですけれども、私は、一番大事なのは、校内でいかにお互い切磋琢磨する雰囲気をつくるかということが大事だなというふうに考えております。そういう点で1例を申しますと、例えばテスト問題をつくるときに、ある学校では1人の教員がテスト問題をつくりますと、その教科で、この問題はどこがいかん、もっとこういう問題をつくらないかん、そういうようなのをお互い遠慮なしに指摘し合いなが

ら研修をしている、そういう雰囲気のある学校もあります。私は、こういう校内でお互いが切磋琢磨し合うような雰囲気をまずつくっていく、ここが非常に大事だなと。それで足りない分を外に出た研修で補っていくといいたいでしょうか、車の両輪でいくというようなことが今後求められているのかなというふうに考えております。以上でございます。

**○井上委員** ちょっと今言われることと似ているんですけども、お互いが刺激し合うということが相当大事だと思うのですよね。だめかだめじゃないかという話じゃないんですよ。刺激し合うということなんですね。あんたがだめで私はよくてみたいな話ではないということです。私は、ハーバードの白熱教室とか、それからこの前、広大であった白熱教室みたいな、ああいうものが学校の先生クラスで、お互いがそれこそこの前授業されていた先生でいいから、そういう先生と宮崎版の白熱教室みたいなものが、ああいうのがやれるとすごく楽しくて知的な欲求が満たされていく。先生も常に生徒ばかりじゃなくて、先生間でそういうのがやれると随分感覚が違ってこられるんじゃないだろうかという思いがすごくするわけです。私は、広大の白熱教室は、ずっと何回も何回も見せてもらったんですけども、やっぱり日本人てああいうふうに震災後変わっていきける力を持っているのだなというのは、逆に実感できた次第なんです。だから、もう少し先生方が、自分がきちんとしゃべれるということが大事なので、伝えるというツールを持つことが大事なので、そういう形で先生たちの研修が行われていくと、単なる授業力向上というか、自分のあれだけではなく力になっていけて、モンスターと言われるような親とも対応できる力もつくのではないのだろうか

と、そういう思いがしてならないんですけど、何かちょっと研修のあり方を変えてみるというのは、必要性があるのではないかというふうには思っているんですけど。

○川島教職員課長 教職員課ですが、宮崎授業力リーダー養成塾について御説明したいと思います。この制度は、平成19年から実施しておりますけれども、小中学校、高校におきまして、各地区で小学校が各地区3塾、中学校が3塾、県立は全県下で2塾ということで現在8塾を設けておりまして、1つの塾には非常にベテランの塾長の教員の先生がいらっしゃって、あとは塾生ということで5人のメンバーがおります。5人の方々、若い教員ということで、この若い先生方を育成するという考えで養成塾というのを行っております。つまり、最近学校が小規模化しておりますので、同じ学校の中で同じ教科を担当する先生が余りいなかったりとか、同じ若い世代の先生がいないということで、最近では同じ学校の中でなかなか切磋琢磨し、議論するという機会が少なくなってきたということでございまして、こういう養成塾の取り組みによりまして、地区単位で各学校から希望者が集まりまして、ベテランの先生の塾長のもとに、年間何回も授業研究ということでベテランの先生が模範授業をやると。塾生が来て一緒に見て、その後ディスカッションする。生徒の皆さんも、5人いればそれぞれ順次自分の学校で授業をやりまして、それを研究して、お互いにまたそこで議論する、深め合うということを取り組んでおります。非常に若手の方々もインセンティブになりまして、意欲が高まって、またその気持ちを自分の学校に持ち帰りまして、自分の学校でまたそれをほかの先生方にも伝えていくというふうなことが行われているふうに聞いており

ます。そういった養成塾ということで、若手教員の方々の仲間をつくる機会、そして議論をして、議員のおっしゃるように、切磋琢磨する機会をつくっているところであります。以上であります。

○井上委員 これでも最後なんですけれども、教育委員会が持っている事業を精査してみても、すごくよくやっておられるし、今回見せていただいたものも確かにすごくいいと思っておりますので、それを重ねてやっていただければそれでいいと思っております。ただ、もう大学に行ってしまうゼミみたいな授業を受ける可能性ってあるわけですよね。ですから、いつもいつも小さな単位で何か授業を聞いて、丁寧に先生が説明してという段階ではないということを常に人間で頭に入れておかないと、4～5人で丁寧にしさえすればいい子になるかということ、そんなこともないですよ。学力がつくかということそうでもない。だから、問題はやっぱり先生がきちんと生徒に自分が言いたいこと、考えていることが伝えられるかどうか、そしてまた、生徒が言おうとしていることを受けとめる力があるかということが、私はやっぱり教育者として大事なのではないかなというふうに思っています。だから、ほかに社会的に自分たちが身につけなければいけないいろんなことというのは、個人の努力も必要でしょうけれども、やはりお互いいろいろ議論し合うという場所を常に確保して、そのやりとりの中で自分の力をというか、自分を確立していくということを宮崎の子供たちにはしっかりと教えていかないと、宮崎にいるときはいいけれども、外に出たときには全く自分の意見を言えないという子供にしてしまうと、非常に問題があるのではないかというふうに思っています。ですからペーパーだけ、それか

らインターネット上だけで何かができればいいわけではなくて、やっぱり伝えられるということと自分の考えをしっかりと持つということが、一番大きな力になるわけですから、そこをしっかりと授業の中でもやりとりができるような状況というのをつくり出してほしいなというふうに思います。小さいときは小さい単位の学級でいいですけども、大きくなったら大きい単位の学級のありようというか、学校としてもそういう変化に富んだ授業スタイルというのを考えてほしいなというふうに思っています。以上です。

**○河野委員長** それでは1点、宮城県山元町における夏休み学校サポート活動ということで、私も議会で取り上げさせていただいたんですが、プラス面が非常に報告されている中で、課題というか、1つは、これは国の何らかの制度にのっかって動いた部分がありますか。まず1点。

**○安田総務課長** 宮城県と宮崎県の関係の中で、向こうから要請があり、私どもが出てまいりましたので、特に国の制度というものではございません。

**○河野委員長** ちょっと他県の事例で、経費面、経費、派遣の経費、それと、報告の中にありましたけど、ニーズ、向こうのニーズとマッチングという部分で結構こちらが受けたときに、それはできるけどこれはできないとか、そういう課題が結構上がってきた報告もいただいているんですが、宮崎県におきましては、何か課題というものがなかったかどうかの確認。

**○安田総務課長** 今回、山元町での活動につきましては、当初から私ども知事部局を含めた宮崎のプロジェクトとして取り組んでおりましたので、現地のニーズを踏まえた対応ということで、特に今委員長のおっしゃったようなことは

なかったと思っています。一方で、被災直後に東北地方で、こういった短期ではなくて、例えば先生たちの被災状況を含めて、ある程度長期の対応が必要じゃないかというような声もありました。当初、文部科学省がそういうニーズは踏まえない中で、全国にざっくりと、先生方を出せないかというようなお話もあったんですが、どうしてもそれは地域のニーズになかったものですから、なかなかうまくマッチングできずということ、最終的には、例えば、現在東京都が宮城県にも教職員の方を長期で派遣されていますけれども、それについては、当初、従来から宮城県と東京都の関係の中で進んでいったみたいなことで、今委員長が言われたそういう地元のニーズとかマッチングの点でいうと、今お話ししたようなことが、今振り返ってみますと、あの辺がなかなかうまくいかなかったなというような反省としては残っております。

**○河野委員長** 最後ですけども、今後、こういうふうな大災害は起こり得る状況の中で、今回のサポート活動というのは、非常に大事になってくる。ところが、制度化していない部分があって、結局今回もこれ、夏休みの活動ということになっていますけれども、今回の東北の大震災も長期化している自治体がまだまだ動いてない中で、もしかすると学校教育側の支援ということが出てくる中で、できることとできないことと整理整頓する。国のほうから例えば要請があったときに、こういうふうな補償があれば動くとか、そういう制度化というか、それをちょっと必要性を感じたものですから、今回、宮崎として何か課題があればということでお聞きしました。以上です。

**○横田委員** 中学校、高校の体育大会の成績をせっかくお示しいただいておりますので、ちょっ

と触れてみたいと思うのですが、高校のバスケットボール、ハンドボールを含めて、団体・個人で7種目優勝、また中学校でも柔道で優勝ということで、本当によく今回頑張ってくれたなというふうに思っています。ちょっとお尋ねしたいんですけども、小林秀峰のハンドボール部は、ほとんどが地元の生徒たちで、また小林地域全体でハンドボールのレベルを上げていこうという取り組みをされているというふうにお聞きしたんですけども、どういう取り組みをされているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

**○田村スポーツ振興課長** 小林秀峰高校のハンドボールにつきましては、小林市にあります小学校、三松小学校、小林小学校、それから三松中学校、小林中学校、小林秀峰高校という流れができております。その流れにつきましては、地域のハンドボール関係者の方々が小中学校に非常に協力をしていただいております、地元で育てて地元で高校までつないでいこうという体制が整っております。これは大分前からなんですけれども、やっぱり県下でも非常にそういう連携体制がとれているというスポーツの一つではないかなというふうに考えているところです。

**○横田委員** すばらしい取り組みだなというふうに思うのですよね。これはほかの競技、ほかの地域でも非常に参考になる取り組みだと思いますので、ぜひそういう取り組みを参考にしていただいて、さらに競技力のアップにつなげていただけたらと思います。また、私個人的な考えなんですけど、宮崎県の競技力は決して全国からそんなに劣っているものじゃないと思うのですよね。ほんの紙一重で優勝とかまで届かないというのが結構あると思うのですよ。選手た

ちに試合に臨む際に、臆することなく平常心で臨めるように、指導者にぜひ選手に対して激励といいますか、していただければ、さらに上が目指せるんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○有岡委員** 戦略1-3の関係で、生涯学習課のほうでお答えいただければと思うのですが、以前もお話のあったのが、「家庭の日」というのがございまして、家庭で子供と親との接する時間が必要だということで、この「家庭の日」というのが現在どのような状況になっているのか、1点お尋ねしたいのと、もう1点は、社会に出ていった、私たちの世代ではなくてもっと若い20代、30代、この青年期という時期に、若干社会参加が薄いというんですか、なかなか触れ合う機会がない。特に成人式を終えた後が途切れてしまう時期があるのかなと思っておりまして、私たちの時代は青年団というのがありまして、ちょうど30年ころの世代でしたし、今60年を迎えると聞いておりますが、生涯学習課のほうで、そういう若い人たちの接点をつくるためにどういうことをされているのかな、例えば、各市町村に職員を派遣していらっしゃるけれども、こういった方たちとも情報交換をして交流する。また私ども、上級研修ということで阿蘇の国立青少年の家ですか、あそこに研修に行かせていただいたこともあります。そういった幅広い、若い人たちが参加する場面、こういったものを現在はやっていらっしゃるのかなというふうに思うのですが、そこら辺の状況を2点ほどお尋ねしたいと思います。

**○津曲生涯学習課長** まず「家庭の日」についてお答えします。今現在、「家庭の日」は、知事部局のほうで対応するという格好で、向こうのほうで協議会をつくりまして、第3日曜日とい

う格好で頑張っています。

それから、青年団でございますが、実は宮崎市の青年団も含めまして、力が弱まっています。以前は、1万人、2万人というころもあったわけですが、今いろんな楽しみ方といいますか、興味が分かれておりまして、実は、今週末九州の青年団大会を高鍋町の農業大学校をおかりしまして、2泊3日で実施しようとしていますが、各県も非常に苦勞されています。私も宮崎市の青年団のOBなんですが、あのころ一番おもしろかったんですね。職種を超えていろんな人たちが集まって一番おもしろかったんですが、今、農業青年はSAPで自分たちの仕事とひっくめた発表研修といいますか、農業の技術開発というのに興味を持たれている方がふえてきました。それから、商工会の関連は青年会議所だったりというところに集まっていかれる。本当に職域を超えた青年団活動というのは、今からも真剣にお声がけして頑張っていけないといけないのですが、今宮崎では県北のほうは非常に元気があります。例えば椎葉村、去年とことしと比べると30数名ふえていらっしゃるんですね。ですから、みんなアイデアを凝らして、それぞれの団長さん、リーダーになるところが頑張ると、非常に活性化していくんじゃないかなというのがあります。それと青年団で一番大変なところは、結婚したらやめるという風習——風習なんです、これ。これを何とか結婚したらやめるじゃなくて、結婚したらやっぱりちゃんと後輩を育てていくということにも力を入れてくれということで、少しずつ我がふるさと串間も活性化をしております。ですから、これが私たち、どんな形で頑張れるかということは、今から一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

**○有岡委員** ぜひ、男性は昔消防団とか接する機会があったんですが、これも希薄になっておりますし、今お話があったように、青年団活動もかなり少なくなりまして、一番希薄になっているのが、若い女性の皆さんが地域に接する機会がほとんどなくなっているなというふうに感じているものですから、行政主導ですべて手取り足取りしてしまうと続かないというのも現状ですから、きっかけづくりとか、後押しするとか、そこら辺の工夫の仕方を各市町村に、職員を派遣していらっしゃるようですので、情報を集めて、何らかの後押しをいただけるとありがたいということで質問させていただきました。よろしくお願いします。

**○津曲生涯学習課長** 各市町村への派遣の社会教育主事は、今のところなくなりましたので、本当に申しわけございません。以上であります。

**○河野委員長** その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後2時52分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うということになっておりますので、16日の採決で、再開時刻を13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後 2 時53分散会

平成23年9月16日（金曜日）

---

午後1時30分再開

---

出席委員（7人）

委員	長	河野哲也
副委員	長	後藤哲朗
委員		中野一則
委員		横田照夫
委員		外山衛
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	藤村正

---

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、第5号、第7号、第11号及び第16号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第5号、第7号、第11号及び第16号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

---

午後1時32分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それではそのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時35分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時35分閉会